

令和 5 年 1 月 30 日

坂出市中小企業・小規模企業振興基本計画（案）

目 次

第1章 計画策定の背景と目的	1
1. 計画策定の背景と目的	1
2. 計画期間	2
3. 計画の位置づけ	3
第2章 本市産業の状況	4
1. 本市産業を取り巻く状況	4
2. 本市産業の概況	6
第3章 本市産業の強みと弱み	13
1. 地域経済循環からみた本市産業の特徴	13
2. 実態調査からみた本市産業の特徴	21
3. 本市中小企業等の持続的発展に向けた課題と必要な視点	27
第4章 本市における中小企業・小規模企業振興の方向性	29
1. 坂出市中小企業・小規模企業振興ビジョン	29
2. 中小企業・小規模企業振興の基本方針	31
第5章 施策の展開	32
1. 基本方針1：企業が主体的に活躍できる環境の推進	33
2. 基本方針2：ひととまちを健幸にする事業展開	37
3. 基本方針3：地域を維持・循環させる新たな担い手の育成	40
第6章 施策の実施方法	43
1. 坂出市中小企業・小規模企業振興会議の役割とスケジュール	43
2. 目標設定	43
3. 情報発信	44
4. 中小企業支援機関同士の連携	44
5. 施策内容の見直し	45
(参考資料)	
・坂出市中小企業・小規模企業振興会議委員名簿	47
・用語集	48
・坂出市中小企業・小規模企業振興基本条例	52

第1章 計画策定の背景と目的

1. 計画策定の背景と目的

本市経済の発展は、昭和63年（1988年）の瀬戸大橋の開通に伴い、番の州臨海工業地域をはじめとする大企業の誘致によって支えられてきました。一方で、本市企業の約99.9%を占める中小企業・小規模企業（以下、「中小企業等」という。）は、市民生活と雇用の主要な担い手として、大きな役割を果たしています。今日、社会情勢が目まぐるしく変化し、各企業を取り巻く状況が変化する中で、地域としての持続性を高めるためには、大企業の活動のみに依存するのではなく、地域に根ざした中小企業等の活力を高めることが重要です。

そのような中で、本市では、平成30年（2018年）に坂出市中小企業・小規模企業振興基本条例（以下、「基本条例」という。）を制定し、中小企業等の創意工夫および自主努力の尊重、多様な主体の連携、地域経済循環構造の改善を促進するという基本方針を示しました。基本条例に基づき、平成31年（2019年）より、学識経験者、中小企業等の代表者、中小企業団体の代表者ならびに公募委員から構成される坂出市中小企業・小規模企業振興会議（以下、「振興会議」という。）を組織し、平成31年（2019年）から令和4年度（2022年）まで、資料1-1のとおり、議論を重ねてきました。

上記振興会議の議論を基に、坂出市中小企業・小規模企業振興基本計画（以下、「基本計画」という。）は、本市産業の強みと弱みを明確にしたうえで、基本条例の理念を実現に向けて、戦略的に取り組むための具体的な指針を示しています。

■（資料1-1）振興会議概要

	開催日時	議論内容
(1) 第1回	令和元年（2019年） 9月19日	・基本条例、振興会議について ・本市の現況について
(2) 第2回	令和2年（2020年） 2月18日	・本市産業、地域の経済発展に関する課題について ・産業振興の方向性について
(3) 第3回	令和2年（2020年） 8月21日	・新型コロナウイルス感染症の影響について ・中小企業等が抱える課題と支援について
(4) 第4回	令和2年（2020年） 9月29日	・支援策の実効的な活用について ・支援策の充実について
(5) 第5回	令和4年（2022年） 5月13日	・これまでの振興会議について ・今後の計画策定業務について
(6) 第6回	令和4年（2022年） 10月21日	・坂出市中小企業・小規模企業実態調査の結果報告 ・振興ビジョンの素案について
(7) 第7回	令和4年（2022年） 12月14日	・振興ビジョンの決定 ・具体的施策案について
(8) 第8回	令和5年（2023年） 1月30日	・基本計画素案について

2. 計画期間

基本計画の計画期間は、令和5年（2023年）度から令和9年（2027年）度までの5ヵ年とします。

なお、国の政策の動向や社会・経済情勢の変化等を踏まえて、必要に応じ適宜見直しを行うものとします。また、計画の取り組み状況等は、振興会議において、確認するものとします。

■（資料1-2）各計画の計画期間

年度	令和5年度 (2023年)	令和6年度 (2024年)	令和7年度 (2025年)	令和8年度 (2026年)	令和9年度 (2027年)
坂出市まちづくり 基本構想	坂出市まちづくり基本構想(H28～R7)			第2期坂出市まちづくり基本構想 (R8～R17) ※予定	
坂出市まち・ひと・しごと 創生総合戦略	第2期総合戦略(R2～R6)		第3期総合戦略(R7～R11) ※予定		
坂出市中小企業・小規模企業 振興基本計画	坂出市中小企業・小規模企業振興基本計画(R5～R9)				

3. 計画の位置付け

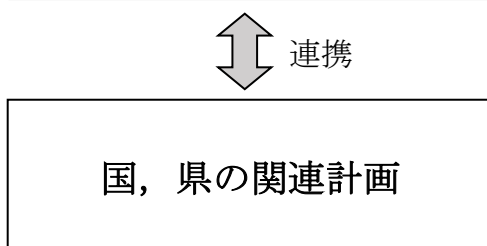
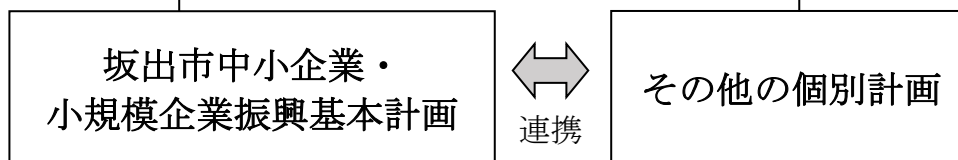
基本計画は、国の中小企業等支援の方針である「中小企業基本法」、「中小企業憲章」ならびに「小規模企業振興基本法」の内容に即して策定するものであり、本市の最上位方針である「坂出市まちづくり基本構想」ならびに「坂出市まち・ひと・しごと創生総合戦略」との整合性を図りつつ、個別計画の一つとして位置づけ、国、県ならびに本市の関連計画と連携を図りながら、施策を展開していきます。

■（資料 1-3）基本計画の位置づけ

中小企業基本法・中小企業憲章・小規模企業振興基本法
基本理念《独立した中小企業の多様で活力ある成長発展》

<p>坂出市 まちづくり 基本構想</p>	<p>【基本理念】 瀬戸内の要衝としての拠点性や、豊富な地域資源を生かした活力あるまちづくりを推進</p> <p>【将来像】 「働きたい 住みたい 子育てしたい 共働のまち さかいで」の実現に向け、市民・民間事業者・行政が相互に連携し、支え合いながら取り組む</p> <p>【本市の強み】 県内屈指の交通アクセスの良さ、子育て・文教施設、医療施設等の集積</p>
-------------------------------	---

<p>坂出市 まち・ひと・しごと 創生総合戦略 (第2期)</p>	<p>【基本目標 1】 活力と交流のある、住みたいまちづくり</p> <p>【基本目標 2】 子育て世代に選ばれるまちづくり</p> <p>【基本目標 3】 安心して暮らしやすい、持続可能なまちづくり</p>
---	--



第2章 本市産業の状況

1. 本市産業を取り巻く状況

(1) 本市の概要

本市は四国の玄関口ともいえる交通の要衝に位置する香川県内5位（令和4年（2022年）11月時点）の人口を有する都市です。

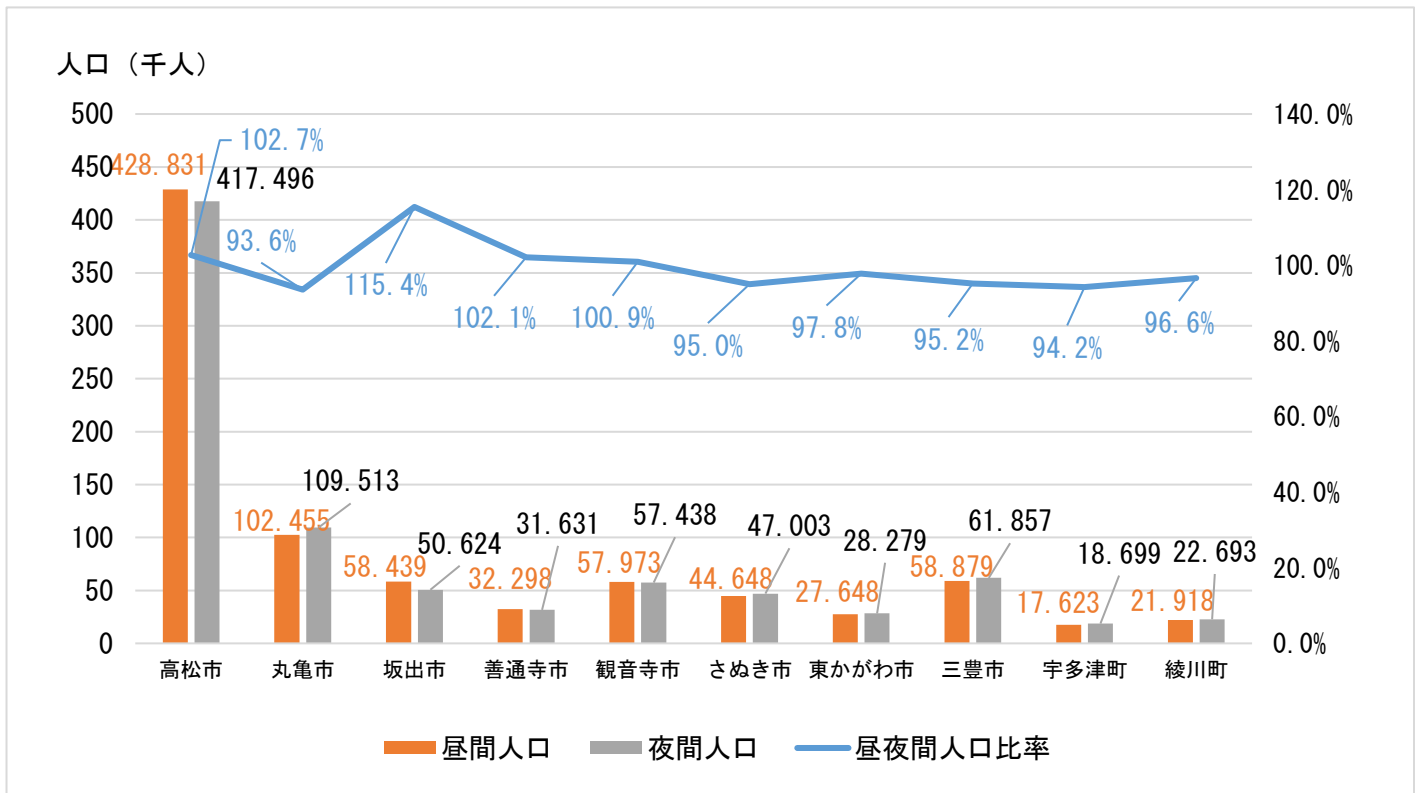
本市の中心部は海岸沿いに平坦に開け、綾川を中心に豊かな田園地帯が広がっています。海に出れば瀬戸大橋沿いに島々が連なり、瀬戸内海国立公園の美しい景観を見渡せます。郊外には県下でも有数の桜の名所として有名な常盤公園、山城の歴史が残る城山、讃岐富士と称される飯野山などがあり、海に山に自然豊かな土地柄です。

かつては「塩のまち」、「塩の積み出し港」として栄え、戦後の高度経済成長期には、塩田跡地を活用した港湾開発や番の州地区の埋め立て等により、全国有数の「港湾工業都市」へと変貌を遂げました。その後の瀬戸大橋開通や四国横断自動車道の整備等により、現在では、本州と四国を結ぶ鉄道網及び高速道路網の「要衝」として、その存在価値を高めており、次代を担う若い世代から「住みたいまち」として選ばれる新たなまちづくりを進めています。

(2) 人口構成・動態

本市は人口49,383人（令和4年（2022年）11月）の都市であり人口規模では県内5位となっています。また資料2-1のとおり、昼間人口は58,439人と4位であり、県内市町の中で昼夜間人口比率が115.4%と最も高くなっています。

■（資料2-1）香川県内市町の昼間人口・夜間人口

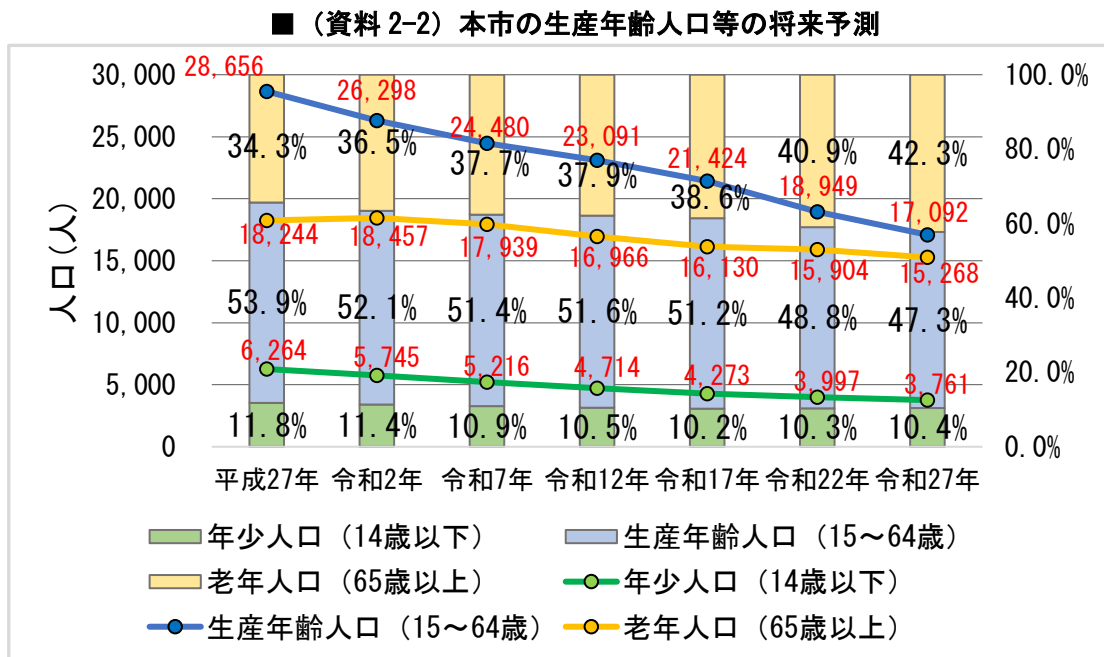


【出典】「令和2年国勢調査」をもとに作成

(3) 人口推移

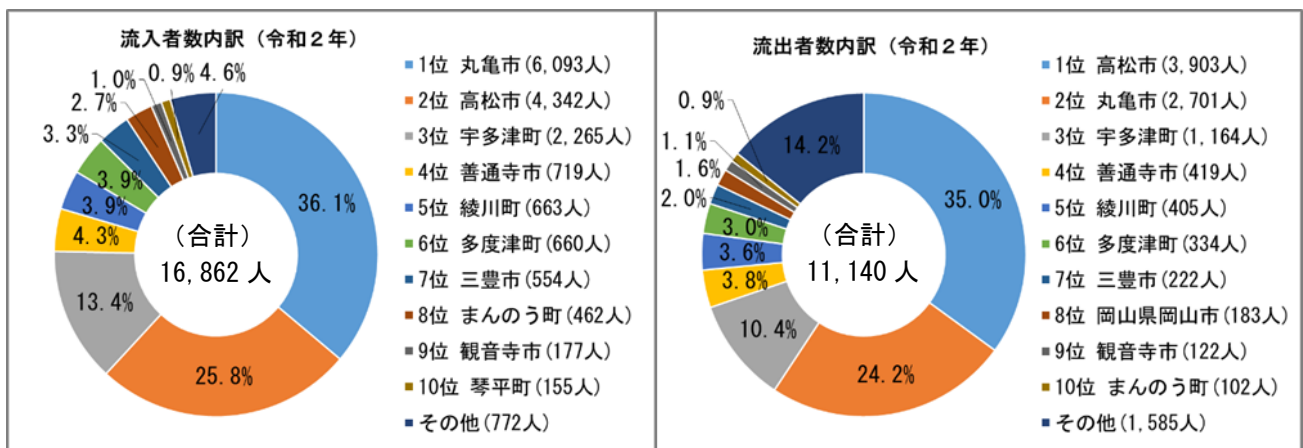
資料 2-2 のとおり、本市の人口は平成 27 年（2015 年）以降直線的に減少していくことが予想されており、老年人口も令和 2 年（2020 年）をピークに減少に転じます。このことは超高齢社会であるものの、高齢人口需要量も減少に転じることを意味しています。人口の構成割合においても、令和 2 年（2020 年）から令和 27 年（2045 年）にかけて生産年齢人口の割合が 4.8%減少し、老年人口の割合が 5.8%増加する見込みであり、本市における人材の確保がより一層厳しくなることが予想されます。

資料 2-3 のとおり、流出先では高松市、丸亀市への人数が多く、前項の昼夜間人口比率も併せて考えると、流出入が激しいことが人口面の特徴となっています。



【出典】「日本の地域別将来推計人口（平成 30 年）：国立社会保障・人口問題研究所」
をもとに作成

■ (資料 2-3) 本市の流入者数・流出者数



【出典】「令和 2 年国勢調査」をもとに作成

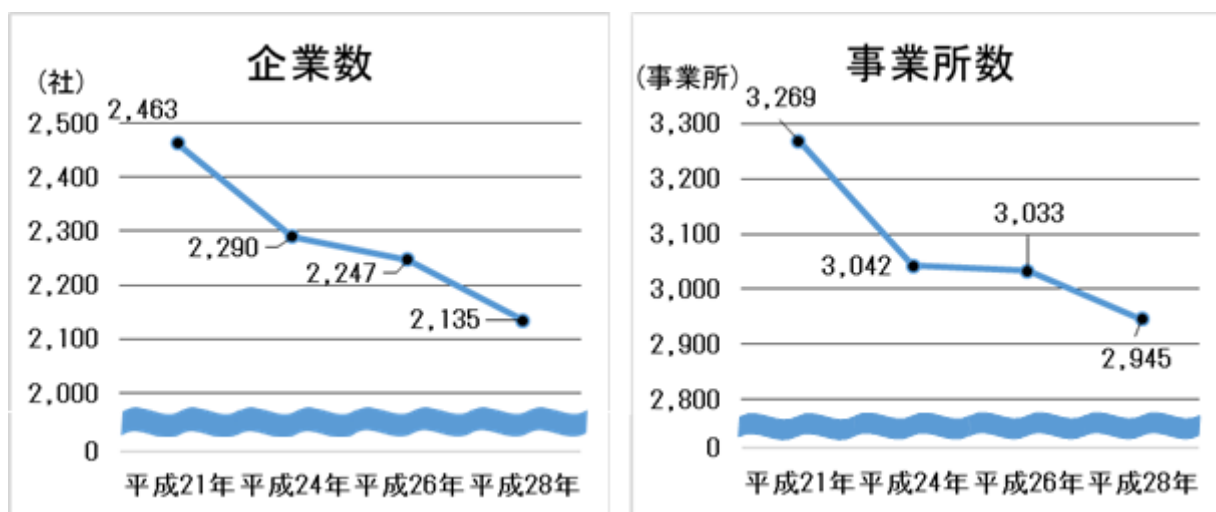
2. 本市産業の概況

(1) 事業所数・従業者数

資料 2-4 のとおり、本市の企業数・事業所数は一貫して減少傾向にあります。平成 28 年経済センサス活動調査によると、本市内には 1,929 社の企業が立地し、そのうち中小企業は 1,928 社、うち小規模企業は 1,675 社です。（民営企業のみ。一次産業と会社以外の法人を除いた数値。）

また、本市は大手製造業と総合病院をはじめとする医療、福祉業が多い特徴を持っています。統計データでみると、本市の医療、福祉関連の人口千人あたり事業所数は、4.23 者と県内トップとなっており（平成 28 年経済センサス活動調査、平成 27 年国勢調査）、事業所数の主要業種別の構成比をみると 8 市のうち上位 3 位以上となったのは「建設業」「不動産業」、「医療、福祉」です（平成 28 年度経済センサス）。このように、本市においては「医療、福祉」事業者の存在感が高くなっています。

■（資料 2-4）本市の企業数・事業所数の推移



【出典】「RESAS」，「平成 24, 28 年経済センサス活動調査，平成 21, 26 年経済センサス基礎調査」をもとに作成

※企業数については、会社数と個人事業所を合算した数値。

■（資料 2-5）香川県内市町の企業数等

	企業数	中小企業数	小規模 企業数	中小企業 割合	小規模企業 割合	大企業数
香川県	30,935	30,883	26,628	99.8%	86.1%	53
高松市	13,555	13,517	11,421	99.7%	84.3%	38
丸亀市	2,819	2,816	2,419	99.9%	85.8%	3
坂出市	1,929	1,928	1,675	99.9%	86.8%	1
善通寺市	1,026	1,025	900	99.9%	87.7%	1
観音寺市	2,162	2,161	1,892	100.0%	87.5%	1
さぬき市	1,421	1,420	1,240	99.9%	87.3%	1
東かがわ市	1,080	1,080	957	100.0%	88.6%	0
三豊市	2,033	2,029	1,803	99.8%	88.7%	4
土庄町	645	645	584	100.0%	90.5%	0
小豆島町	744	744	666	100.0%	89.5%	0
三木町	686	686	598	100.0%	87.2%	0
直島町	131	131	120	100.0%	91.6%	0
宇多津町	461	461	362	100.0%	78.5%	0
綾川町	558	557	488	99.8%	87.5%	1
琴平町	540	540	505	100.0%	93.5%	0
多度津町	565	563	475	99.6%	84.1%	2
まんのう町	580	580	523	100.0%	90.2%	0

【出典】 「平成 28 年経済センサス活動調査」をもとに作成

■（資料 2-6）本市の事業所数・従業者数の推移（業種別）

	事業所数			従業者数		
	H24	H28	増減率	H24	H28	増減率
農業・林業 漁業	42	49	16.7%	547	616	12.6%
鉱業、採石業、砂利採取業	2	1	-50.0%	3	3	0.0%
建設業	295	286	-3.1%	2,089	2,018	-3.4%
製造業	296	287	-3.0%	7,247	7,060	-2.6%
電気・ガス・熱供給・水道業	5	5	0.0%	198	219	10.6%
情報通信業	13	14	7.7%	95	67	-29.5%
運輸業、郵便業	153	163	6.5%	2,991	3,118	4.2%
卸売業、小売業	771	723	-6.2%	4,925	4,926	0.0%
金融業、保険業	34	34	0.0%	436	452	3.7%
不動産業、物品賃貸業	265	250	-5.7%	698	606	-13.2%
学術研究、専門・技術サービス業	111	104	-6.3%	723	789	9.1%
宿泊業、飲食サービス業	299	282	-5.7%	2,036	1,506	-26.0%
生活関連サービス業、娯楽業	234	206	-12.0%	895	723	-19.2%
教育、学習支援業	84	82	-2.4%	478	459	-4.0%
医療、福祉	196	225	14.8%	4,385	4,758	8.5%
複合サービス事業（郵便局・協同組合）	30	24	-20.0%	224	309	37.9%
サービス業（他に分類されないもの） 廃棄物処理業・自動車整備・機械等修理・職業紹介等	212	210	-0.9%	1,299	1,388	6.9%
合計	3,042	2,945	-3.2%	29,269	29,017	-0.9%

【出典】「平成 24, 28 年経済センサス活動調査」をもとに作成

■（資料 2-7）本市の事業所数：主要業種別比較

・事業所数

	主要業種別（数）						
	建設業	製造業	卸小売業	不動産業	宿泊・飲食	生活サービス	医療福祉
坂出市	286	287	723	250	282	206	225
高松市	1,896	1,365	6,004	1,755	2,647	1,712	1,570
丸亀市	415	325	1,163	242	571	394	346
善通寺市	115	95	374	116	204	136	116
観音寺市	261	385	900	110	316	271	177
さぬき市	225	260	476	60	213	187	157
東かがわ市	131	264	364	37	156	136	116
三豊市	331	361	723	101	262	265	167

・事業所数（構成比）

	主要業種別（構成比）						
	建設業	製造業	卸小売業	不動産業	宿泊・飲食	生活サービス	医療福祉
坂出市	③12.7%	⑤12.7%	⑥32.0%	①11.1%	⑦12.5%	⑧ 9.1%	⑩10.0%
高松市	⑤11.2%	⑧ 8.1%	②35.4%	②10.4%	③15.6%	⑦10.1%	⑥ 9.3%
丸亀市	④12.0%	⑥ 9.4%	③33.7%	④ 7.0%	②16.5%	④11.4%	①10.0%
善通寺市	⑧ 9.9%	⑦ 8.2%	⑤32.4%	③10.0%	①17.6%	②11.8%	①10.0%
観音寺市	⑦10.8%	④15.9%	①37.2%	⑥ 4.5%	⑤13.1%	⑥11.2%	⑧ 7.3%
さぬき市	②14.3%	②16.5%	⑦30.2%	⑦ 3.8%	④13.5%	②11.8%	④ 9.9%
東かがわ市	⑥10.9%	①21.9%	⑦30.2%	⑧ 3.1%	⑥13.0%	⑤11.3%	⑤ 9.6%
三豊市	①15.0%	③16.3%	④32.7%	⑤ 4.6%	⑧11.9%	①12.0%	⑦ 7.6%

【出典】「平成 28 年経済センサス活動調査」をもとに作成

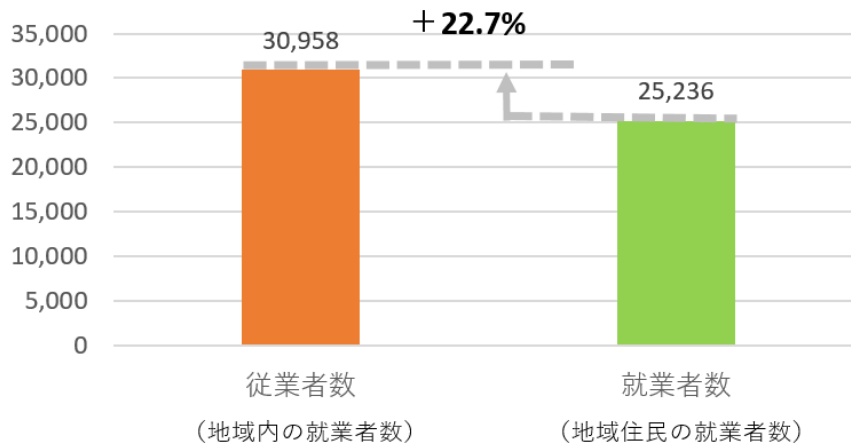
(2) 就業者数

資料 2-8 のとおり、地域内の従業者数に比べ、本市在住の就業者数が少なく (▲5,722 人)、また資料 2-9 のとおり、15 歳以上の人口に占める就業者数の就業割合も 52.7%と県内市町の中でも 17 市町中 16 位となっており、県平均の 56.0%よりも低くなっています。

これより、本市における従業者は他地域からの流入者が多く、市民の就業割合も県内他自治体と比較しても低い状況であると考えられます。

また、資料 2-10 のとおり、本市における産業別就業割合(率)では、第二次産業の雇用吸収力の低下が推察される結果となっており、第三次産業の存在感が高まっています。

■ (資料 2-8) 従業者数と就業者数の比較 (令和 2 年)



注) 従業者数: 就業地における就業者の数・域外からの通勤者含む

就業者数: 常住地の住民の就業者の数・域外への通勤者含む

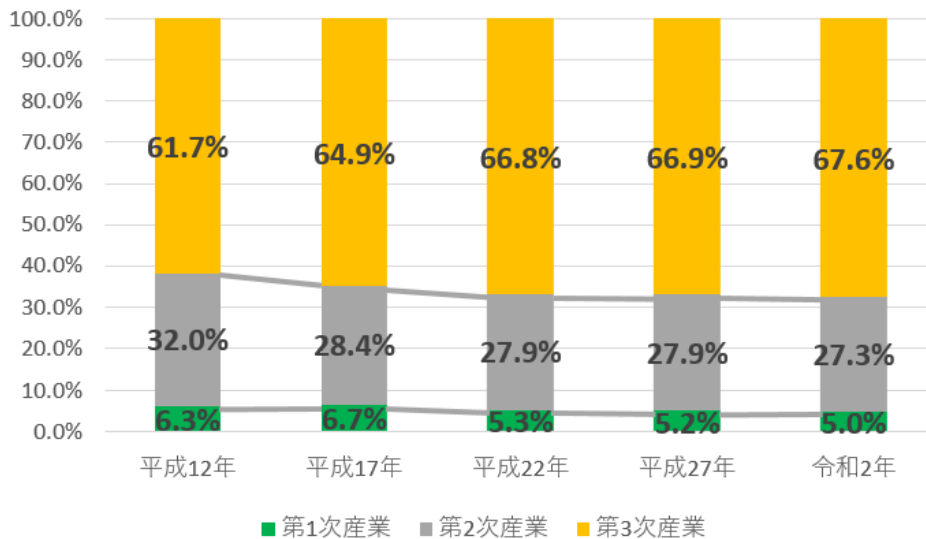
【出典】「令和 2 年度国勢調査」をもとに作成

■（資料 2-9） 県内市町の 15 歳以上の人口に占める就業者数の就業割合（平成 27 年）

市 町 名	順位	15歳以上人口に占める 就業者数の割合（%）
宇多津町	1	60.8
直島町	2	58.9
観音寺市	3	58.5
丸亀市	4	57.2
高松市	5	56.8
三木町	5	56.8
まんのう町	7	56.1
三豊市	8	55.8
多度津町	9	55.4
綾川町	10	55.1
普通寺市	11	54.5
琴平町	12	54.3
土庄町	13	53.2
さぬき市	14	53.1
東かがわ市	15	52.8
坂出市	16	52.7
小豆島町	17	49.3
県平均		56.0

【出典】香川県統計情報データベース「100の指標からみた市町」

■（資料 2-10）産業別就業者（本市住民の就業者）の割合

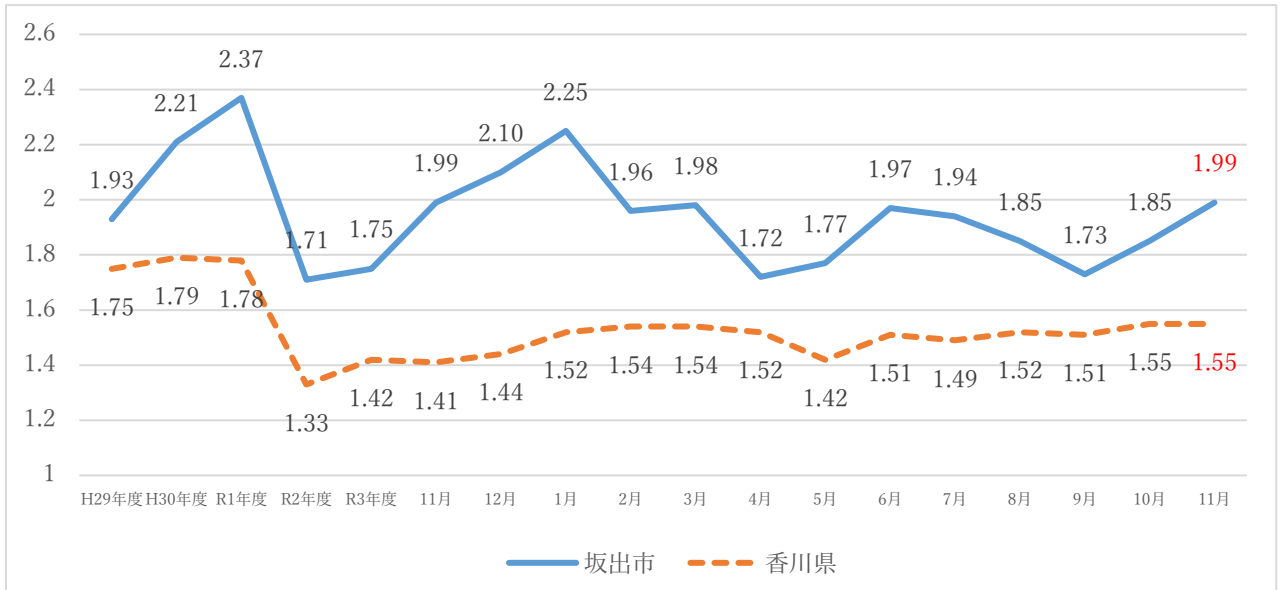


【出典】「平成 12, 17, 22, 27 年, 令和 2 年国勢調査」をもとに作成

（3）有効求人倍率

資料 2-11 のとおり、本市の令和 4 年（2022 年）11 月の有効求人倍率は 1.99 倍となっており、県内の有効求人倍率 1.55 倍と比べて高い数値となっています。継続して 1 を上回っていることから、市内企業が人手不足の状況が続いていると考えられます。

■（資料 2-11）本市と香川県の有効求人倍率の推移



【出典】「労働市場情報 令和4年11月分（ハローワーク坂出）」をもとに作成

（4）新設・廃業数

資料 2-12 のとおり、本市の平成 28 年（2016 年）の新設事業所（全産業，個人・法人含む）は 298 事業所，廃業は 402 事業所となっています。県内全域においても，廃業数が新設数を上回る傾向があることがわかります。

また，資料 2-13 のとおり，業種ごとの新設廃業の割合を隣接自治体と比較した場合，本市の交通利便性や医療機関の集積を生かした，「運輸業，郵便業」や「製造業」，「医療，福祉」では割合が高くなっていることに対し，「卸売業，小売業」，「宿泊業，飲食サービス業」，「生活関連サービス業，娯楽業」などの商業分野では割合が低くなっていることから，商業活動の地としてのイメージが薄いことが考えられます。

■資料（2-12）県内市の事業所の新設数と廃業数

	平成24年			平成28年		
	新設	廃業	新設/廃業	新設	廃業	新設/廃業
坂出市	119	438	0.27	298	402	0.74
高松市	1217	3868	0.31	2226	3303	0.67
丸亀市	218	657	0.33	378	595	0.64
善通寺市	57	223	0.26	126	157	0.80
観音寺市	113	442	0.26	215	344	0.63
さぬき市	71	304	0.23	153	235	0.65
東かがわ市	36	231	0.16	123	199	0.62
三豊市	79	378	0.21	220	324	0.68

※割合は新設数÷廃業数であり，値が高いほど新設の機運が高い。

【出典】「平成 24，28 年経済センサス活動調査」をもとに作成

■ (資料 2-13) 産業大分類別 新設/廃業割合 (平成 28 年)

	坂出市		高松市		丸亀市		宇多津町	
	新設数 廃業数	割合	新設数 廃業数	割合	新設数 廃業数	割合	新設数 廃業数	割合
A～R 全産業 (S公務を除く)	298 402	74.1%	2,226 3,303	67.4%	378 595	63.5%	131 117	112.0%
A～B 農林漁業	7 4	175.0%	2 8	25.0%	1 4	25.0%	- -	- -
C 鉱業, 採石業, 砂利採取業	- -	-	1 5	20.0%	- 2	-	- -	- -
D 建設業	29 45	64.4%	166 264	62.9%	31 50	62.0%	10 12	83.3%
E 製造業	23 28	82.1%	65 177	36.7%	15 41	36.6%	2 2	100.0%
F 電気・ガス・熱供給 ・水道業	- 2	-	1 2	50.0%	- -	-	1 -	- -
G 情報通信業	5 2	250.0%	34 56	60.7%	2 3	66.7%	1 3	33.3%
H 運輸業, 郵便業	15 11	136.4%	38 57	66.7%	9 10	90.0%	6 14	42.9%
I 卸売業, 小売業	68 121	56.2%	661 908	72.8%	99 152	65.1%	41 27	151.9%
J 金融業, 保険業	7 8	87.5%	66 87	75.9%	10 14	71.4%	2 -	- -
K 不動産業, 物品賃貸業	11 19	57.9%	97 263	36.9%	10 27	37.0%	3 6	50.0%
L 学術研究, 専門・技術サービス業	6 12	50.0%	115 154	74.7%	18 37	48.6%	3 3	100.0%
M 宿泊業, 飲食サービス業	36 61	59.0%	368 586	62.9%	72 113	63.7%	26 32	81.3%
N 生活関連サービス業, 娯楽業	14 28	50.0%	185 236	78.4%	28 37	75.7%	16 5	320.0%
O 教育, 学習支援業	5 9	55.6%	102 105	97.1%	21 23	91.3%	9 4	225.0%
P 医療, 福祉	49 32	153.1%	198 199	99.5%	44 49	89.8%	4 5	80.0%
Q 複合サービス事業	- 3	-	4 7	57.1%	1 3	33.3%	- -	- -
R サービス業 (他に分類されないもの)	23 17	135.3%	123 190	64.7%	17 30	56.7%	7 4	175.0%

※ 「-」 は計算不能。

【出典】 「平成 28 年経済センサス活動調査」 をもとに作成

第3章 本市産業の強みと弱み

1. 地域経済循環からみた本市産業の特徴

(1) 地域経済循環構造の分析

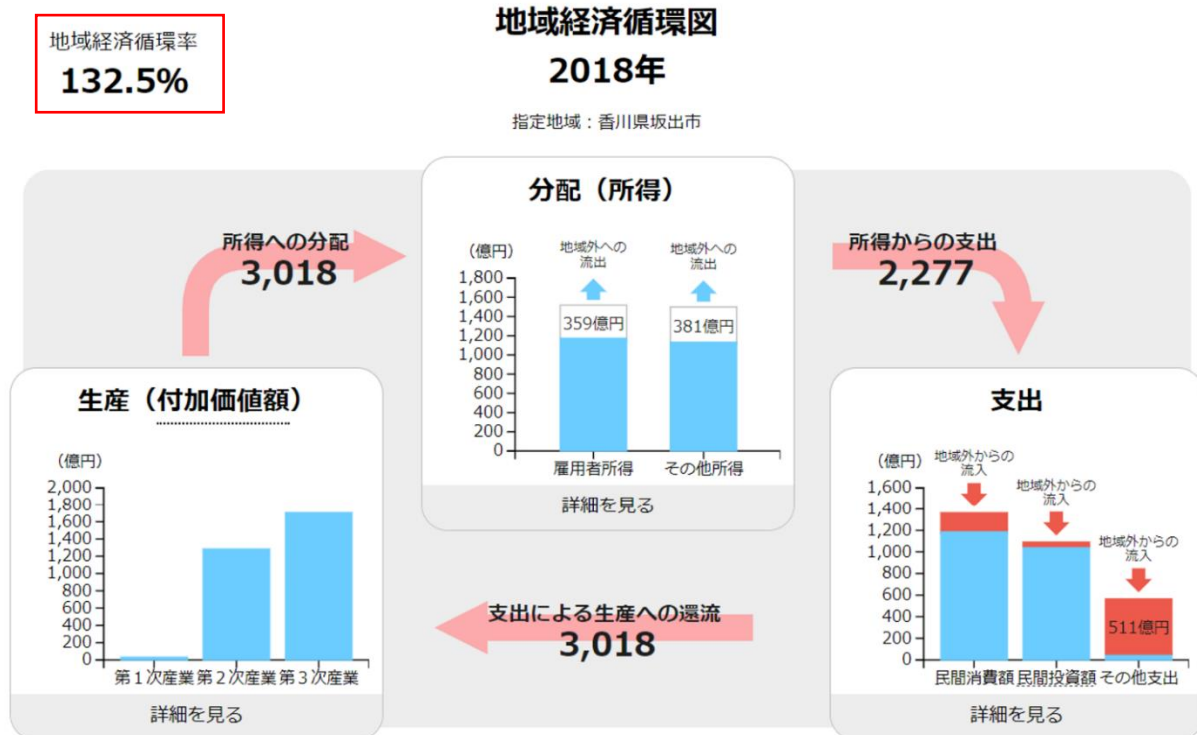
地域経済循環の観点から本市産業の特徴を抽出します。

<解説>地域経済循環について

地域経済循環による分析は、地域における資金の流れを、「生産」、「分配」、「支出」の三面から俯瞰し、産業の実態（主力産業、生産波及効果）、地域外との関係性（移輸入、移輸出）等を可視化する分析手法です。

地域経済循環率は、生産（付加価値額）÷分配（所得）により算出します。地域経済の自立度を測る指標です。値が低いほど他地域から流入する所得への依存度が高いという事になります。逆に高い場合は生産（付加価値額）が他地域への流出が多い事を意味します。

■資料（3-1）坂出市地域経済循環分析（平成30年）



【出典】「RESAS（平成30年）」

県全体の地域経済循環率（平成30年）が96.1%に対し（高松市107.1%、丸亀市78.5%、善通寺市91.0%、観音寺市93.1%）、資料3-1のとおり、本市は132.5%と100%を上回っており、地域の経済的な自立性は高いと考えられます。

(2) 生産（付加価値）について

生産（付加価値）での本市の現状は、統計データより以下の特徴があることが挙げられます。

- ①資料 3-2 および 3-3 のとおり、生産額、付加価値額の統計より、本市の生産活動の大部分を大企業（「石油・石炭製品製造業」等）の活動に依存している。中小企業等の分野では、「公共サービス」の付加価値額が高くなっている。
- ②資料 3-4 のとおり、地域産業全体として、黒字企業比率が全国と比べ低い。特に「食料品製造業」において、比率が最も低く 50.0%となっている。
- ③資料 3-5 のとおり、「石油・石炭製品製造業」等の大企業を除く、中小企業等の多くの業種で労働生産性が低い。
- ④資料 3-6 のとおり、域外から外貨を獲得している企業は、「石油・石炭製品製造業」等の大企業が大部分を占めている。中小企業等の分野においては、「食料品製造業」、「公共サービス」が高くなっている。

以上より、本市の生産活動の多くを大企業に依存していることが分かります。中小企業等においては、「食料品製造業」等が外貨を獲得している一方で、黒字企業比率と労働生産性が共に低く、経営環境の向上と安定が必要であるといえます。

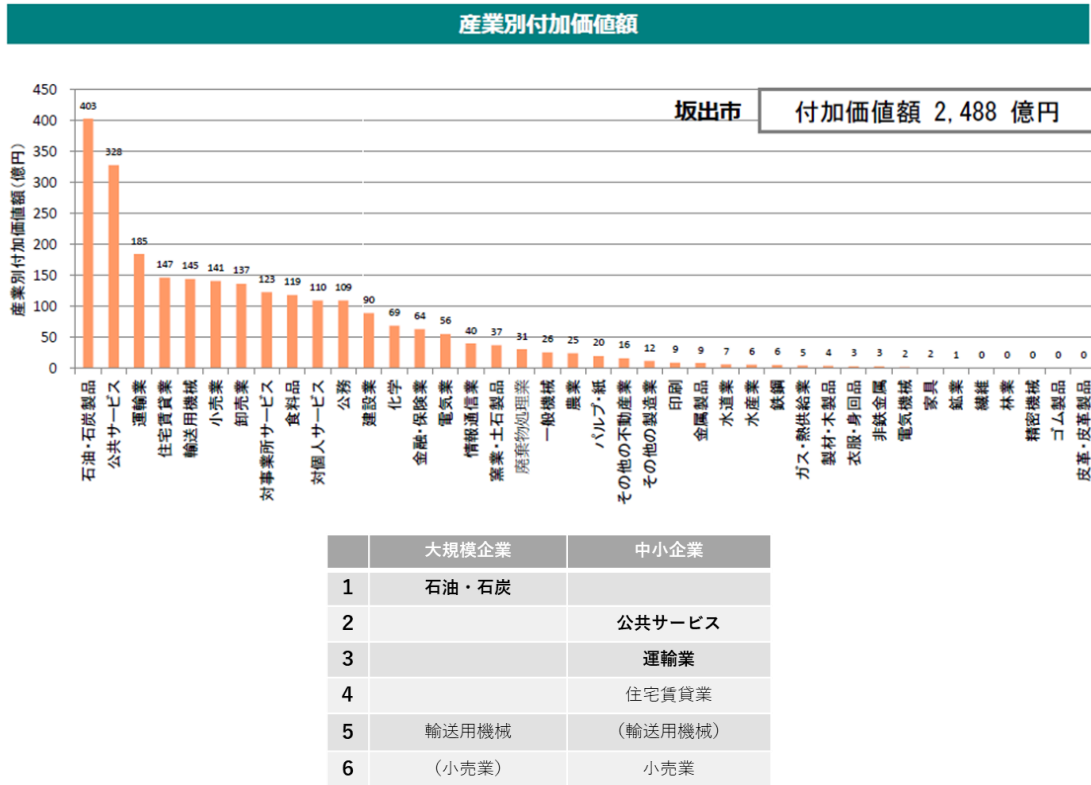
また、医療、福祉に代表される「公共サービス」においては、付加価値額、黒字企業比率が高く、本市の強みとなる産業分野であるといえます。

■（資料 3-2）本市の産業別生産額（平成 25 年）



【出典】「坂出市の地域経済循環分析（平成 25 年版）（環境省・株式会社価値総合研究所）」

■資料（3-3）本市の産業別付加価値額（平成 25 年）



【出典】「坂出市の地域経済循環分析（平成 25 年版）（環境省・株式会社価値総合研究所）」

■資料（3-4）本市の産業別黒字企業比率（平成 28 年）

	全国より	坂出市 (H28)	全国	県	全国順位	県内順位
全産業	低い	82.5%	83.6%	83.3%	1,205	14
建設業	低い	84.8%	85.0%	83.9%	911	9
製造業	低い	72.4%	81.9%	80.6%	1,399	16
食料品製造業	低い	50.0%	80.8%	79.2%	869	14
金属製品製造業	高い	88.5%	84.0%	82.2%	102	2
輸送用機械器具製造業	高い	86.7%	80.8%	81.2%	38	3
情報通信業	低い	76.9%	77.5%	79.8%	148	3
運輸業、郵便業	低い	77.0%	83.7%	79.9%	688	9
卸売業、小売業	低い	79.3%	81.8%	80.8%	1,322	12
不動産業、物品賃貸業	高い	83.6%	83.5%	83.0%	559	9
学術研究、専門・技術サービス業	高い	86.1%	84.0%	85.7%	348	6
宿泊業、飲食サービス業	高い	89.0%	87.7%	87.3%	446	7
生活関連サービス業、娯楽業	低い	86.1%	90.0%	90.6%	1,225	16
教育、学習支援業	低い	81.8%	83.7%	85.7%	650	10
医療、福祉	高い	85.5%	82.4%	81.3%	288	3

【出典】「RESAS（平成 28 年）」

■資料（3-5）産業分類別労働生産性（平成26年）

労働生産性 (単位：百万円)	坂出市	全国	香川県
全産業	8.2	8.1	7.3
第1次産業	2.1	2.4	2.0
第2次産業	10.4	8.1	7.0
第3次産業	7.6	8.4	7.8

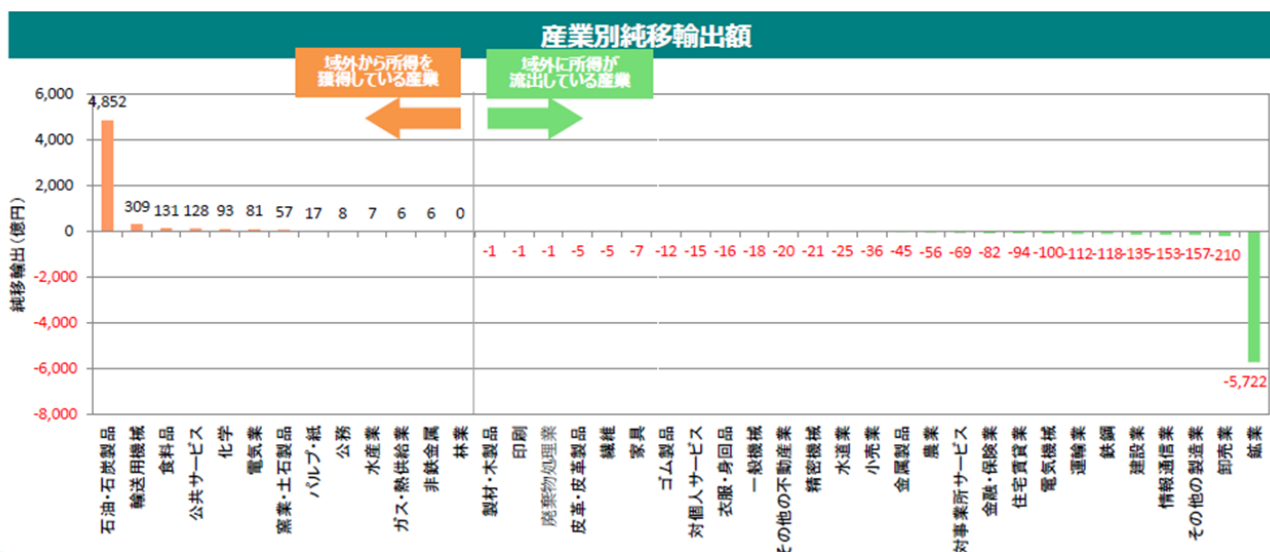
	第2次産業 (製造業)	労働生産性 (百万円)	労働生産性の 全国比	生産割合 (%)	付加価値割合 (%)
1	石油・石炭	47.5	1.1	57.6	16.2
2	輸送用機械	9.4	0.9	5.1	5.8
3	食料品	6.7	0.8	4.0	4.8
4	化学	10.9	0.7	2.4	2.8
5	建設業	3.4	0.6	2.0	3.6
6	窯業・土石製品	27.0	3.3	0.8	1.5
7	パルプ・紙	7.2	0.8	0.6	0.8

	第3次産業	労働生産性 (百万円)	労働生産性の 全国比	生産割合 (%)	付加価値割合 (%)
1	公共サービス (医療・保健衛生・教育)	5.0	0.9	5.2	13.2
2	運輸業	13.0	1.0	2.9	7.4
3	小売業	11.3	84.0	2.2	5.7
4	対個人サービス	5.0	1.0	2.1	4.4
5	対事業所サービス	5.0	1.0	2.0	5.0
6	卸売業	4.6	1.0	2.0	5.5
7	住宅賃貸業	19.3	1.6	1.9	5.9

※労働生産性が全国と比較して低い産業を赤色で表示している

【出典】「REASAS（平成26年）」をもとに作成

■（資料3-6）本市の産業別純移出額（平成25年）



【出典】「坂出市の地域経済循環分析（平成25年版）（環境省・株式会社価値総合研究所）」

(3) 分配 (所得)

分配面での本市の現状は、統計データより以下の特徴があることが挙げられます。

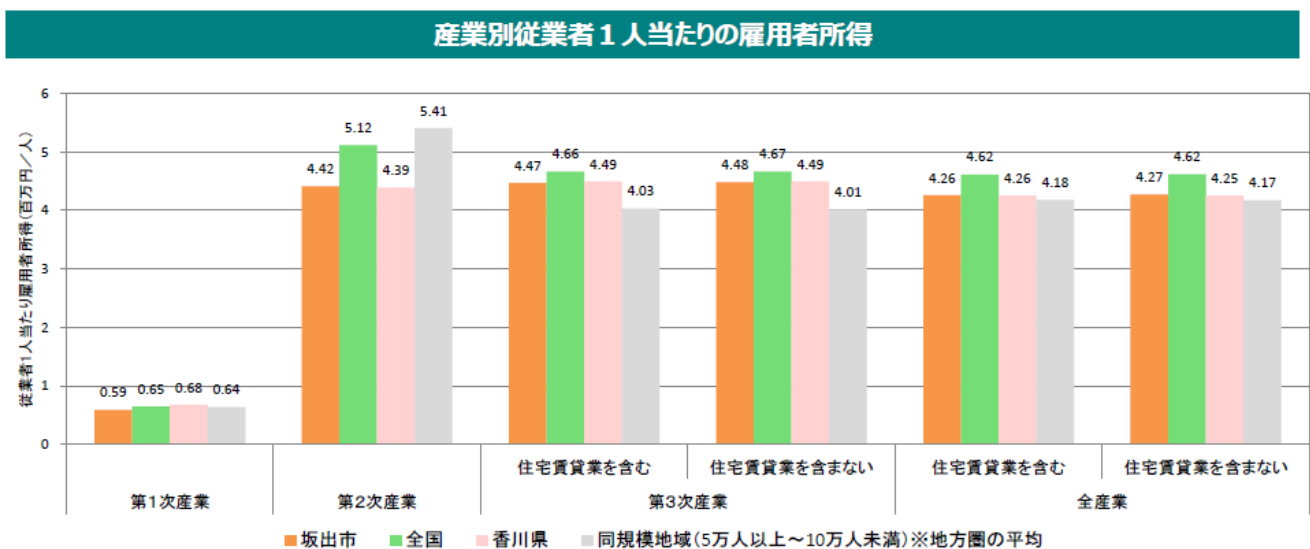
①資料 3-1 のとおり、所得が域外に流出している。雇用者所得は、23.6%が域外（他市居住の従業者等）に流出しており、その他の所得は 25.4%が域外（本社への所得移転等）に流出している。

②資料 3-7 のとおり、従業者 1 人当たりの雇用者所得が、県全体の傾向として低い。

特に、本市産業の中核である第二次産業において、雇用者所得が全国、同規模地域と比べて低い。

分配を向上させるためには、各企業における付加価値を向上させると同時に、生産活動を促進するための従業員の雇用や就労環境の整備を促進していく必要があります。

■資料 (3-7) 産業別従業者 1 人当たりの雇用者所得



【出典】「坂出市の地域経済循環分析（平成 25 年版）（環境省・株式会社価値総合研究所）」

(4) 支出

支出面での本市の現状は、統計データより以下の特徴があることが挙げられます。

①資料 3-1 および 3-8 のとおり、消費、投資は流入しているが、他市町と比較すると、民間消費の活性度合いが弱い。

②資料 3-9 および 3-10 のとおり、「商業」、「サービス業」は他市と比べて販売額が低い。

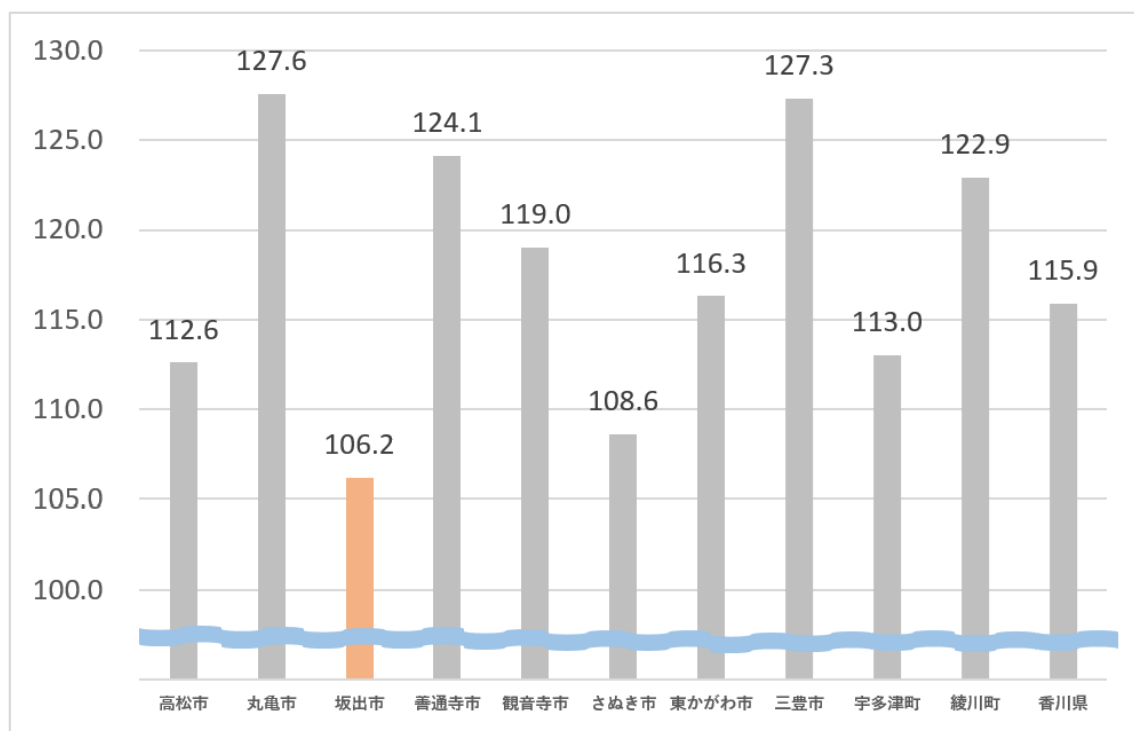
③資料 2-13 のとおり、商業、サービス業において、新設と廃業事業者の割合が低く、事業者の代謝が起こっていない。

他市と比較すると、地域内での消費機会が少ない特徴があるとわかります。理由としては、交通利便性が高いため、他市での消費機会が高くなっていること、「商業」の地域としてのイメージが薄く、商業分野での新規参入が起こらず、市内での消費の場が少ないことが考えられます。「小売業」、「飲食業」、「生活関連サービス業」などの市民生活に根付いた業種の活性化のために、起業や新サービスの開発を促進する必要があります。

■資料（3-8）従業員の雇用者所得と民間消費額（平成26年）単位：億円

	A雇用者所得 (従業員)	B民間消費 (地域)			民間消費 /雇用者所得 (B/A)
			市民	流入	
高松市	9,020	10,154	8,962	1,192	112.6%
丸亀市	1,941	2,476	2,311	165	127.6%
坂出市	1,298	1,378	1,103	275	106.2%
善通寺市	605	751	689	62	124.1%
観音寺市	1,188	1,414	1,263	151	119.0%
さぬき市	935	1,015	1,061	-46	108.6%
東かがわ市	577	671	653	18	116.3%
三豊市	1,117	1,422	1,388	34	127.3%
土庄町	285	336	305	31	117.9%
小豆島町	268	362	286	76	135.1%
三木町	392	570	577	-7	145.4%
直島町	133	66	86	-20	49.6%
宇多津町	440	497	428	69	113.0%
綾川町	432	531	515	16	122.9%
琴平町	162	255	190	65	157.4%
多度津町	511	525	525	0	102.7%
まんのう町	250	239	306	-67	95.6%

・地域の従業員の雇用者所得を100としたときの地域の民間消費



※数値が高い＝地域の従業員所得に比べ、地域で消費される額が多い

【出典】「RESAS（平成26年）」をもとに作成

■資料(3-9) 小売業の年間商品販売額(平成26年)

	事業所数	事業所数	年間商品販売額 (百万円)	1事業所あたり 商品販売額 (百万円)	年間商品販売額
		人口千人あたり			(千円)
高松市	9,572	22.7	529,776	55.3	1259.1
丸亀市	2,786	25.3	123,598	44.4	1123.5
坂出市	1,533	28.8	46,931	30.6	882.8
普通寺市	889	27.0	24,921	28.0	756.9
観音寺市	1,956	32.9	65,184	33.3	1097.2
さぬき市	1,397	27.8	32,701	23.4	650.5
東かがわ市	978	31.5	23,824	24.4	767.7
三豊市	1,998	30.5	44,528	22.3	679.6
香川県(市部合計)	21,109	25.6	891,463	42.2	1083.1
香川県(市町合計)	25,909	26.5	1,018,885	39.3	1043.7

【出典】「平成26年商業統計調査」をもとに作成

■資料(3-10) 宿泊業・飲食サービス業, 生活関連サービス業(洗濯・美容・理容・浴場), 娯楽業の年間商品販売額(平成28年)

○宿泊業・飲食サービス業

	事業所数	従業者数 (人)	人口千人あたり	売上(収入)金額 (百万円)	人口1人あたり
			事業所数		売上額(千円)
高松市	2,647	18,842	6.29	81,066	192.7
丸亀市	571	3,896	5.19	21,576	196.1
坂出市	282	1,506	5.30	7,001	131.7
普通寺市	204	1,145	6.20	4,554	138.3
観音寺市	316	2,180	5.32	8,669	145.9
さぬき市	213	1,144	4.24	4,953	98.5
東かがわ市	156	734	5.03	3,757	121.1
三豊市	262	1,418	4.00	5,502	84.0
綾歌郡宇多津町	113	1,157	5.96	6,312	333.1
綾歌郡綾川町	85	568	3.60	2,449	103.7
香川県(市部)	4,651	30,865	5.65	137,078	166.5
香川県(町部)	811	5,556	5.29	28,565	186.5
香川県(全体合計)	5,462	36,421	5.59	165,643	169.7

○生活関連サービス業(洗濯・美容・理容・浴場), 娯楽業

	事業所数	従業者数 (人)	人口千人あたり	売上(収入)金額 (百万円)	人口1人あたり
			事業所数		売上額(千円)
高松市	1,712	8,528	4.07	174,439	414.6
丸亀市	394	1,576	3.58	35,032	318.4
坂出市	206	723	3.87	7,882	148.3
普通寺市	136	459	4.13	10,788	327.6
観音寺市	271	895	4.56	11,358	191.2
さぬき市	187	736	3.72	6,687	133.0
東かがわ市	136	488	4.38	5,242	168.9
三豊市	265	935	4.04	8,509	129.9
綾歌郡宇多津町	101	817	5.33	20,357	1,074.1
綾歌郡綾川町	80	428	3.39	5,622	238.1
香川県(市部)	3,307	14,340	4.02	259,937	315.8
香川県(町部)	605	2,662	3.95	43,488	283.9
香川県(全体合計)	3,912	17,002	4.01	303,425	310.8

【出典】「平成27年国勢調査, 平成28年経済センサス活動調査」をもとに作成

(5) まとめ（地域外からの外貨の獲得と地域内循環経済の両立）

以上の分析結果を踏まえた、本市産業の強みと弱みは以下のとおりです。

■資料（3-11）分析結果からの本市産業の強みと弱み

強み	<ul style="list-style-type: none">・大企業が域外から多くの外貨を獲得しており、地域経済循環率が高く、経済的に自立できている。・公共サービス（医療、福祉等）が地域で高い付加価値を創出し、雇用者の生活を支えている。
弱み	<ul style="list-style-type: none">・生産の大部分を大企業の活動に依存しており、拠点集約等による経済規模縮小のリスクを抱えている。・地域内の中小企業等の付加価値額、労働生産性が低く、経営の基礎的な能力が低い。・各企業と市内住民の雇用者所得が低い。・地域内の消費が鈍い。生活に根付いた、商業サービス業の循環が起きていない。

強み・弱みをもとに、本市の地域経済を維持・拡大させるためには、以下の2つの要素を両立する必要があります。

①戦略性、競争力が高い域外市場産業の育成による、域外からの外貨の獲得

②市民生活に根付いた域内市場産業の育成による、域内での消費機会の創出

(6) 中小企業・小規模企業振興の方向性

基本計画では、本市産業が既に獲得している強みを生かし、域内市場産業の育成をスタート地点として以下のような流れで中小企業等の振興を目指します。

- (1) 地域内企業の生産性向上、従業員を採用・育成の推進（企業の経営環境、就労環境の向上、安定）
↓
- (2) 生活に根付いた特色ある産業の創出（強みを生かした市内産業のブランディング）
↓
- (3) 特色ある産業の域外への輸出（外貨の獲得）

2. 実態調査からみた本市産業の特徴

本市では、振興計画を策定するにあたって、本市中小企業等の現状を把握するために、令和4年（2022年）8月から9月にかけて、本市中小企業等を対象として、「坂出市中小企業・小規模企業実態調査（アンケート調査）」（以下、「実態調査」という。）を実施しました。

以下では、実態調査の結果に基づいた本市産業の特徴を抽出しています。

（1）事業を行う上での本市の特徴（強み）

本市中小企業等の特徴（強み）を実態調査の結果で確認すると、資料3-12のとおり、「交通の要衝である」が最も高く42.1%（除不：以下同じ）、次いで「公共交通の利便性が高い」が22.7%となり、瀬戸大橋やJR坂出駅といった県内外からのアクセスの良さ（立地面）が上位となっています。加えて、「医療、福祉機関が充実している」という回答が22.3%と高く、医療、福祉面の充実も本市の特徴といえます。

■資料（3-12）事業を行う上での本市の特徴（強み）＜上位10項目＞

No.	設問項目	件数	(全体)%	(除不)%
1	交通の要衝である	115	37.3	42.1
2	公共交通の利便性が高い	62	20.1	22.7
3	医療・福祉機関が充実している	61	19.8	22.3
4	工業が発展している	46	14.9	16.8
5	競合が少ない	40	13.0	14.7
6	その他	36	11.7	13.2
7	歴史ある地元企業がある（多い）	35	11.4	12.8
8	地価・家賃が適正である	35	11.4	12.8
9	不明	35	11.4	
10	経営者の交流が盛んである	16	5.2	5.9
	N（%ベース）	308	100	273

資料：「坂出市中小企業・小規模企業実態調査（アンケート調査）」

「医療、福祉機関が充実している」という強みについて、経済センサスと国勢調査の統計データに基づくと、第1章でも述べたように、資料3-13のとおり、本市は医療、福祉関連の人口千人あたり事業所が4.23者と県内トップとなっており、本市における医療、福祉機関の存在感の高さが実態調査においても確認できます。

■資料 (3-13) 医療, 福祉に強みを持つ本市

	事業所数	従業者数 (人)	人口千人あたり 事業所数	売上 (収入) 金額 (百万円)	人口1人あたり 売上額 (千円)	付加価値 (百万円)	労働生産性 (百万円)
高松市	1,570	26,794	3.73	707,266	1,681.0	102,969	3.84
丸亀市	346	6,503	3.15	47,166	428.7	26,252	4.04
坂出市	225	4,758	4.23	32,115	604.1	19,820	4.17
善通寺市	116	2,827	3.52	23,733	720.8	12,163	4.30
観音寺市	177	2,980	2.98	19,640	330.6	11,253	3.78
さぬき市	157	2,436	3.12	12,478	248.2	8,117	3.33
東かがわ市	116	1,829	3.74	9,850	317.4	6,653	3.64
三豊市	167	2,658	2.55	18,310	279.4	9,941	3.74
綾歌郡宇多津町	53	727	2.80	5,116	269.9	2,717	3.74
綾歌郡綾川町	52	1,286	2.20	10,626	450.1	4,659	3.62
香川県 (市部)	2,874	50,785	3.49	870,558	1,057.7	197,168	3.88
香川県 (町部)	435	8,259	2.84	61,405	400.9	29,601	3.58
香川県 (市町合計)	3,309	59,044	3.39	931,963	954.6	226,769	3.84

【出典】「平成 27 年国勢調査, 平成 28 年経済センサス活動調査」をもとに作成

(2) 自社の強み

本市中小企業等の自社の強みを実態調査の結果で確認すると、資料 3-14 のとおり、「従業員の経験・能力」が最も高く 51.3% (除不: 以下同じ)、次いで「技術力」が 43.0% となっています。多くの本市中小企業等が従業員の経験・能力とこれらを土台とした技術を自社の重要な経営資源と捉えています。

■資料 (3-14) 自社の強みについて

No.	設問項目	件数	(全体)%	(除不)%
1	品質	120	39.0	40.0
2	価格・コスト	71	23.1	23.7
3	多品種	39	12.7	13.0
4	特注品	27	8.8	9.0
5	技術力	129	41.9	43.0
6	企画開発力	13	4.2	4.3
7	営業力	41	13.3	13.7
8	新技術・ノウハウ	24	7.8	8.0
9	ネットワーク	23	7.5	7.7
10	独自性	68	22.1	22.7
11	従業員の経験・能力	154	50.0	51.3
12	財務体質の強さ・資金調達能力	43	14.0	14.3
13	その他	12	3.9	4.0
	不明	8	2.6	
	N (%ベース)	308	100	300

資料: 「坂出市中小企業・小規模企業実態調査 (アンケート調査)」

(3) 経営課題（問題点）※新型コロナウイルスの影響・物価高の影響を除く

本市中小企業等の経営課題について（新型コロナウイルスの影響・物価高の影響を除く）を実態調査の結果で確認すると、資料3-15のとおり、「従業員の人材育成」が最も高く45.6%（除不：以下同じ）、次いで「新規従業員の採用」が43.0%となっています。

前述の強みを維持・発展させるための従業員の採用や育成など多くの本市中小企業等が人材面を経営課題と捉えています。

■資料（3-15）経営課題（問題点）※新型コロナウイルスの影響・物価高の影響を除く

<上位10項目>

No.	設問項目	件数	(全体)%	(除不)%
1	従業員の人材育成	136	44.2	45.6
2	新規従業員の採用	128	41.6	43.0
3	設備等の老朽化への対応	93	30.2	31.2
4	新規販路の開拓	78	25.3	26.2
5	需要（市場）の縮小への対応	71	23.1	23.8
6	デジタル技術への対応	69	22.4	23.2
7	幹部職員・経営陣のスキルアップ	57	18.5	19.1
8	既存商品・サービスの付加価値向上	55	17.9	18.5
9	生産性の向上	53	17.2	17.8
10	専門人材の採用	46	14.9	15.4
	N（% [^] - λ ）	308	100	298

資料：「坂出市中小企業・小規模企業実態調査（アンケート調査）」

(4) 過去3年以内に実施した（または現在実施している）課題解決の取り組み

本市中小企業等の過去3年以内に実施した（または現在実施している）課題解決の取り組みを実態調査の結果で確認すると、資料3-16のとおり、「新規従業員の採用」が最も高く32.6%（除不：以下同じ）、次いで「従業員の人材育成」、「設備等の老朽化への対応」が32.3%となっています。経営課題のアンケートとの比較で「新規従業員の採用」と「従業員の人材育成」を課題としながらも課題解決に取り組めていない事業者が多いと推測されます。

■資料（3-16）過去3年以内に実施した（または現在実施している）課題解決の取り組み

<上位10項目>

No.	設問項目	件数	(全体)%	(除不)%
1	新規従業員の採用	94	30.5	32.6
2	従業員の人材育成	93	30.2	32.3
3	設備等の老朽化への対応	93	30.2	32.3
4	デジタル技術への対応	57	18.5	19.8
5	新規販路の開拓	52	16.9	18.1
6	幹部職員・経営陣のスキルアップ	46	14.9	16.0
7	品質面や安全面の確保・充実	45	14.6	15.6
8	既存商品・サービスの付加価値向上	44	14.3	15.3
9	生産性の向上	43	14.0	14.9
10	新商品・サービスの開発	37	12.0	12.8
	N（% [^] - λ ）	308	100	288

資料：「坂出市中小企業・小規模企業実態調査（アンケート調査）」

(5) 経営課題の相談相手

本市中小企業等の経営課題の相談先を実態調査の結果で確認すると、資料3-17のとおり、「公認会計士・税理士」が最も高く52.0%（除不：以下同じ），次いで「坂出商工会議所」が23.7%となっています。商工会議所，Saka-Biz（坂出ビジネスサポートセンター）をはじめとする各中小企業支援機関の存在感が高いことが推測されます。

■資料（3-17）経営課題の相談相手＜上位10項目＞

No.	設問項目	件数	(全体) %	(除不) %
1	公認会計士・税理士	156	50.6	52.0
2	坂出商工会議所	71	23.1	23.7
3	特に相談相手はいない	63	20.5	21.0
4	取引金融機関（メインバンク）	62	20.1	20.7
5	Saka-Biz（坂出ビジネスサポートセンター）	44	14.3	14.7
6	他社の経営者・所属する経営者団体	34	11.0	11.3
7	社会保険労務士	32	10.4	10.7
8	弁護士・司法書士・行政書士	23	7.5	7.7
9	香川県よろづ支援拠点	17	5.5	5.7
10	中小企業診断士・経営コンサルタント	13	4.2	4.3
	N（%ベース）	308	100	300

資料：「坂出市中小企業・小規模企業実態調査（アンケート調査）」

(6) 新たな取り組みとして重視したい（している）テーマ

本市中小企業等が新たな取り組みとして重視したい（している）テーマを実態調査の結果で確認すると、資料3-18のとおり、「シニア・高齢化対応」が最も高く33.5%（除不：以下同じ），次いで「健康経営」が30.3%となっています。「健康」に対する関心が高く、重要と認識している事業者が多い状況にあります。またSDGs，環境経営，AI・DX，SNS等，近年のトレンドにも関心が高くなっています。

■資料（3-18）新たな取り組みとして重視したい（している）テーマ

No.	設問項目	件数	(全体)%	(除不)%
1	シニア・高齢化対応	95	30.8	33.5
2	健康経営	86	27.9	30.3
3	特に重視しているテーマはない	77	25.0	27.1
4	デジタル化（AI・DX等）	47	15.3	16.5
5	環境経営・脱炭素	33	10.7	11.6
6	SDGsへ対応した経営・事業	33	10.7	11.6
7	SNS・YouTube動画・広告の活用	30	9.7	10.6
8	多角化経営(M&A)	29	9.4	10.2
9	不明	24	7.8	
10	コミュニティづくり	21	6.8	7.4
	N（%ベース）	308	100	284

資料：「坂出市中小企業・小規模企業実態調査（アンケート調査）」

(7) 新型コロナウイルス・物価高の影響

昨今の新型コロナウイルス・物価高による本市中小企業等への影響は多方面にわたっています。実態調査の結果で確認すると、資料 3-19 のとおり、「原材料費の高騰」が最も高く 69.0%（除不：以下同じ）、次いで「製品・サービス等の需要減少・停滞」が 42.0%となっています。取引先の休業、新規人材の不足などの影響も大きい中で、「従業員の解雇・減少」は 1.7%と低く、厳しい中でも従業員の雇用を守る企業の姿勢が窺えます。

一方で、新型コロナウイルス・物価高の影響に対する取り組みについては、資料 3-20 のとおり、「補助金・助成金の活用」が最も高く 46.6%、次いで「特になし」が 35.5%となっています。危機的状況にありながらも、取り組みを行っていない企業が多いことがわかります。

■資料（3-19）新型コロナウイルスの影響・物価高の影響

No.	設問項目	件数	(全体)%	(除不)%
1	原材料費の高騰	207	67.2	69.0
2	製品・サービス等の需要減少・停滞	126	40.9	42.0
3	物流の混乱による製品等の納入遅延	101	32.8	33.7
4	取引先の休業や減少	59	19.2	19.7
5	資金繰りの悪化	53	17.2	17.7
6	営業の自粛等による販売機会の減少	52	16.9	17.3
7	新規人材の不足	50	16.2	16.7
8	感染予防等によるコストの増加	41	13.3	13.7
9	テレワーク等の勤務環境の変化	17	5.5	5.7
10	過剰在庫の発生	13	4.2	4.3
11	その他	10	3.2	3.3
12	不明	8	2.6	
13	従業員の解雇・減少	5	1.6	1.7
	N (% [△] -λ)	308	100	300

資料：「坂出市中小企業・小規模企業実態調査（アンケート調査）」

■資料（3-20）新型コロナウイルスの影響・物価高の影響に対する自社の取り組み

No.	設問項目	件数	(全体)%	(除不)%
1	補助金・助成金の活用	143	46.4	46.6
2	特になし	109	35.4	35.5
3	金融機関等の融資制度の活用	78	25.3	25.4
4	新規販路の開拓	46	14.9	15.0
5	新商品・サービスの開発	42	13.6	13.7
6	新規設備の導入による生産性の向上	38	12.3	12.4
7	人材募集の強化	24	7.8	7.8
8	テレワーク等の勤務環境の改善	23	7.5	7.5
9	公的経営相談所の利用	18	5.8	5.9
10	その他	10	3.2	3.3
11	業務形態の変更（テイクアウト等）	7	2.3	2.3
12	不明	1	0.3	
	N (% [△] -λ)	308	100	307

資料：「坂出市中小企業・小規模企業実態調査（アンケート調査）」

(8) 事業承継について

本市中小企業等における事業承継の状況を実態調査から確認すると、資料 3-21 のとおり、「ご子息が後継者（予定）」が最も高く 31.5%（除不：以下同じ）、次いで「未定・わからない」が 30.5% となっています。「後継者はいない」と「未定・わからない」と回答した企業は合計で 52.8%であり、回答企業の半数以上が、後継者が見つかっておらず、事業の継続が困難な状況にあることがわかります。

後継者がいない理由としては、資料 3-22 のとおり、「後継者が見つからない」が最も高く 34.2%（除不：以下同じ）、次いで「事業に将来性がない」が 31.6%となっています。事業承継に関するマッチングと、事業の改善が必要な状況にあります。

■資料（3-21）後継者の有無と後継者がいない理由について

No.	設問項目	件数	(全体)%	(除不)%
1	ご子息が後継者（予定）	96	31.2	31.5
2	ご親族が後継者（予定）	20	6.5	6.6
3	従業員が後継者（予定）	20	6.5	6.6
4	後継者はいない	68	22.1	22.3
5	M & A・事業譲渡（予定）	8	2.6	2.6
6	未定・わからない	93	30.2	30.5
	不明	3	1.0	
	N（% [°] - λ ）	308	100	305

後継者はいない+未定・わからない	161	52.3	52.8
------------------	-----	------	------

資料：「坂出市中小企業・小規模企業実態調査（アンケート調査）」

■資料（3-22）後継者が見つからない理由について

No.	設問項目	件数	(全体)%	(除不)%
1	後継者がみつからない	53	17.2	34.2
2	事業に将来性がない	49	15.9	31.6
3	事業の業績が悪い	39	12.7	25.2
4	何から始めていいかわからない	15	4.9	9.7
5	その他	43	14.0	27.7
	不明	153	49.7	
	N（% [°] - λ ）	308	100	155

資料：「坂出市中小企業・小規模企業実態調査（アンケート調査）」

(9) まとめ

実態調査の結果から、本市中小企業等の現況には以下の特徴があります。

- ①事業における本市の強みは、交通の利便性と医療機関の集積であると考えている企業が多い。
- ②自社の強みを「従業員の経験・能力」と考えている企業が多い。一方で、「人材育成」や「新規雇用」を課題と考えている企業が多く、資料 2-2 のとおり、生産年齢人口が減少していくなかで、課題を解決できなければ、強みが失われる恐れがある。
- ③今後取り組みたいテーマとして、「シニア・高齢化対応」や「健康経営」を希望する企業が多い。
- ④新型コロナウイルス・物価高の影響が多面的に発生しているが、対応した取り組みを行っていない企業も多く、危機感の醸成と取り組みの実行支援が必要である。
- ⑤回答企業の半数以上で後継者が見つかっていない状況であり、承継先とのマッチングや事業の見通しの改善が必要である。

3. 本市中小企業等の持続的発展に向けた課題と必要な視点

(1) 本市中小企業等の持続的発展に向けた課題

各種の統計データと実態調査の結果から、本市中小企業等の持続的発展を目指す上での課題と必要な視点は以下のとおりです。

① 中小企業等による持続的な地域の構築

本市の生産活動の自立性は立地する大企業によるところが大きく、本市の中小企業等における、付加価値額、労働生産性の向上による、持続的な経済の構築が必要となっています。

② 就業者の確保、育成

実態調査において、従業員に対する企業の関心が高いことがわかりました。企業活動には、必ず従業員が必要であり、就業者の確保は中小企業等にとって必要不可欠です。若年層の人口が減少するとともに、求職者の就業先の選択肢が広がる中で、従業員の確保は本市・本県だけでなく全国の企業との競争となっています。

③ 地域の新たな担い手の育成

事業承継に関する実態調査の結果によると、回答企業の約半数以上は承継先が見つかっておらず、事業継続が困難な状況であるとわかります。また、資料2-13のとおり、市民の生活に関わる商業分野において廃業の割合が大きく、新設・廃業の循環が起きておらず、地域の新たな担い手を育成していく必要があります。

(2) 本市中小企業等を維持・発展させるために必要な視点

以上の課題を解決するために以下のような視点が必要です。

① 本市中小企業等の経営力の向上

中小企業等の維持・発展のためには経営力の向上が前提となります。絶えず危機感を持ち、時代や環境への対応力に円滑に対応することで労働生産性や付加価値を高めることが必要です。

② 就業者に選ばれる中小企業等・地域の育成

本市の中小企業等が就労環境を向上させ、その魅力の発信することで就業者に選ばれる企業になることが必要です。加えて個々の中小企業等だけでなく、本市全体でスキルアップしていく機運の醸成が必要です。特に「健康経営」は、後述する本市の強みである「医療、福祉」分野との関連性も高く、地域全体で取り組みたいポイントです。

③ 本市中小企業等によるチャレンジに対する実行支援

中小企業等が自立し、持続的に発展していくためには、一時的な補助金等の給付ではなく、各中小企業等の経営の本質を見極め、持続的発展の方向性を示し、既存の支援策の活用を含めて、伴走的に支援していくことが必要です。

④ 戦略的な産業の育成

本市産業の強みを生かし、中小企業等においても域外から外貨を獲得する産業を育成していく必要があります。資料3-23、24のとおり、本市産業の強みの1つは「医療、福祉」分野です。

■資料 (3-23) 医療, 福祉の事業所数等

	事業所数	従業者数 (人)	人口千人あたり 事業者数	売上(収入)金額 (百万円)	事業所あたり 売上(百万円)	付加価値 (百万円)	労働生産性 (百万円)
高松市	1,570	26,794	3.73	707,266	450.5	102,969	3.84
丸亀市	346	6,503	3.15	47,166	136.3	26,252	4.04
坂出市	225	4,758	4.23	32,115	142.7	19,820	4.17
善通寺市	116	2,827	3.52	23,733	204.6	12,163	4.30
観音寺市	177	2,980	2.98	19,640	111.0	11,253	3.78
さぬき市	157	2,436	3.12	12,478	79.5	8,117	3.33
東かがわ市	116	1,829	3.74	9,850	84.9	6,653	3.64
三豊市	167	2,658	2.55	18,310	109.6	9,941	3.74
綾歌郡宇多津町	53	727	2.80	5,116	96.5	2,717	3.74
綾歌郡綾川町	52	1,286	2.20	10,626	204.3	4,659	3.62
香川県(市部)	2,874	50,785	3.49	870,558	302.9	197,168	3.88
香川県(町部)	435	8,259	2.84	61,405	141.2	29,601	3.58
香川県(市町合計)	3,309	59,044	3.39	931,963	281.6	226,769	3.84

【出典】「平成 27 年国勢調査, 平成 28 年経済センサス活動調査」をもとに作成

■資料 (3-24) 医療, 福祉の他市比較

事業所数	地域(他市)と比べると多い	労働生産性	地域(他市)と比べると高い
付加価値	地域の中で2番目に高い	雇用	地域の雇用を担っている

⑤起業地としてのイメージの創出

本市に対するイメージは, 実態調査の結果等から「産業の集積地」や「交通の要衝」です。一方, 地域内での消費を支える「商業機能」は, 資料 2-13 のとおり, 新設が少なく本市の経済停滞や魅力低下につながる恐れがあります。起業や事業進出を促すためには, 起業に適した地域としてのイメージを創出していく必要があります。

第4章 本市における中小企業・小規模企業振興の方向性

1. 坂出市中小企業・小規模企業振興ビジョン

これまでの分析を踏まえ、中小企業等振興の目指すべき目標を「坂出市中小企業・小規模企業振興ビジョン」として、下記のとおり設定します。

中小企業・小規模企業が主役となって築く「健幸のまち」

本市は、健康寿命の延伸と生活の質の向上を図るため、市民が健やかで幸せに暮らせる地域社会の実現に向けた「健幸のまちづくり」を平成30年（2018年）より進めています。

「健幸」の定義を「健やかで幸せで健全な状態」とすると、本市の目指すべき将来像は、「市民・企業・地域」の地域を構成する3つの主体が「健幸」であることです。そして、これら3つの主体と密接に関係があり、主役となって「健幸」の実現に取り組むことができるのは、地域の雇用と経済を支えている本市内の中小企業等です。

■ 3つの主体の「健幸」

市民の健幸	・健全な労働機会 → 雇用促進，健康経営の促進 ・生活環境の充実 → 商品，サービスの提供
企業の健幸	・経営環境の安定 → 経営力の向上，新規取り組みによる収益性の向上 ・経営者，従業員の健幸 → 健幸経営の促進，経営者同士のマッチング
地域の健幸	・人口の維持 → 雇用促進，商品，サービスの提供 ・財政の改善 → 収益性の向上，旗艦産業の創出，起業・事業承継

以上のように中小企業等の活躍が、地域の持続的発展につながります。そのため、中小企業等の振興において重要なことは、中小企業等が主体的に活躍できる環境を整え、地域の発展の方向性を示し、中小企業等の挑戦を促し、伴走的に支援することです。

これまでの分析をもとに、地域の発展の一つの方向性として、「医療、福祉」が本市の強みであることを生かした、ヘルスケア産業の育成があげられます。ヘルスケア産業は、多くの業種が関わりを持つことができ、他地域においても展開できる可能性が高く、本市の戦略的な産業となる可能性があります。

ヘルスケア産業のような新たな切り口の提案を行いながら、地域や世界で活躍する中小企業等を育成し、持続的な地域の発展を目指すため、上記の振興ビジョンに基づく3つの基本方針を定め、具体的な施策を展開していきます。

■健幸のまち

「健幸」を「健やかで幸せな健全な状態」と定義し、本市に関わる全ての主体（市民・企業・地域）が「健幸」であるというまちの将来像を指します。

■ヘルスケア産業

誰もが人生を最期まで幸せに生きることができる生涯現役社会の構築に向けて、健康の保持及び増進、介護予防を通じた健康寿命の延伸に資する商品の生産若しくは販売又は役務の提供を行うことをいいます。

（出典：『ヘルスケアサービスガイドライン等のあり方（令和3年6月9日 改訂）』経済産業省 商務・サービスグループ ヘルスケア産業課）

（例）

健康食品・サプリメント、医療器具・計測機器、健康器具、フィットネス・エクササイズ、高齢者向け・要介護者向け運動教室、企業向け健康増進サービス、介護者支援サービス、生活習慣病予防、健康管理・栄養管理 等

■健康経営

従業員の健康保持・増進の取組が、将来的に収益性を高める投資であるとの考えのもと、健康管理を経営的視点から考え、戦略的に実践することをいいます。

（出典：『健康経営の推進について（令和4年6月6日（改定）』経済産業省 商務・サービスグループ ヘルスケア産業課）

（例）

運動機会の創出、禁煙、受動喫煙対策、メンタルヘルス対策、コミュニケーションの促進、治療と仕事の両立支援、女性従業員への業務上の配慮、ワークライフバランス 等

2. 中小企業・小規模企業振興の基本方針

振興ビジョンに基づき、地域の持続的発展を目指すために、以下の3つの基本方針を設定し、中小企業等の振興を図ります。

基本方針1：企業が主体的に活躍できる環境

中小企業等が新規事業や新分野に挑戦できるように、就労環境と経営環境の安定を目指します。

基本方針2：ひととまちを健幸にする事業展開

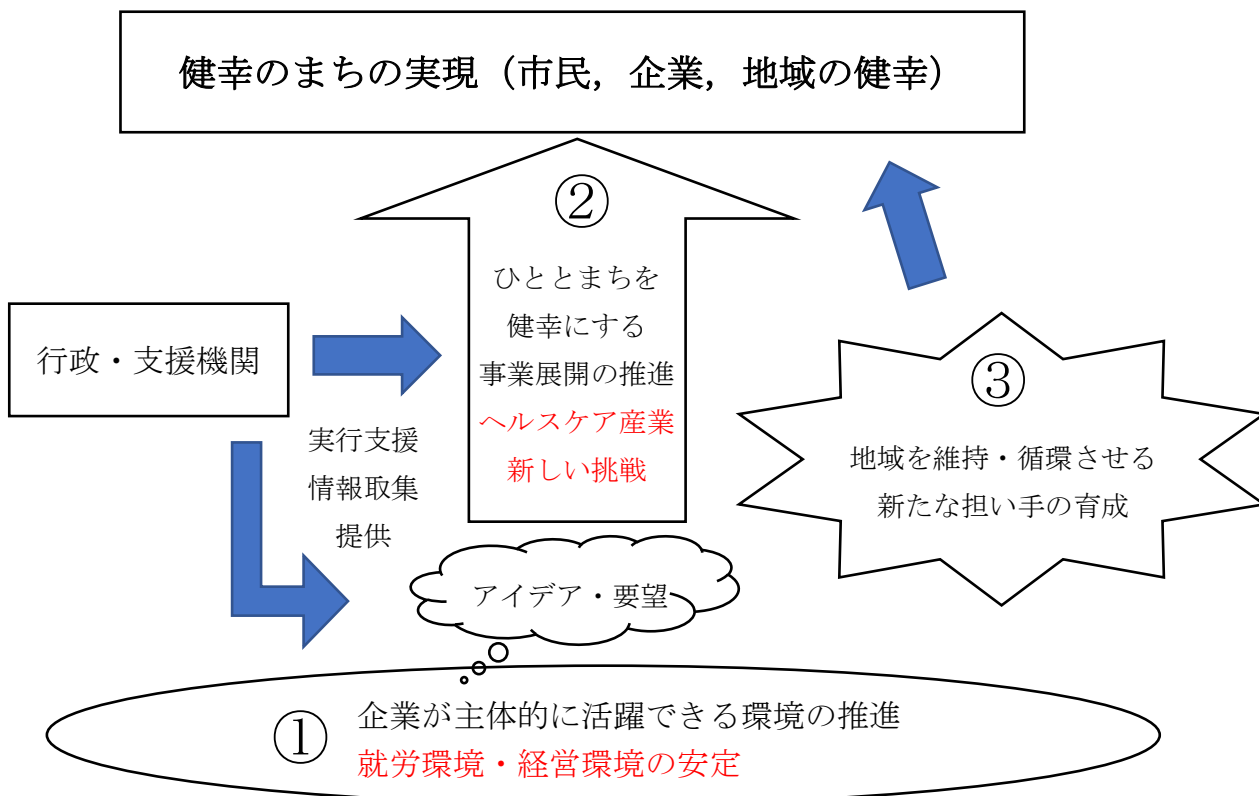
ヘルスケア産業をはじめとする、中小企業等の新しい挑戦を促進します。

基本方針3：地域を維持・循環させる新たな担い手の育成

次世代の地域を担う起業家や事業承継者の創出を目指します。

基本方針の実施においては、資料4-1のイメージ図のとおり、基本方針1により中小企業等に新事業に取り組むことができる基礎的経営力の向上を図った上で、基本方針2に取り組む流れを構築します。

■資料（4-1）基本方針の関連イメージ図



第5章 施策の展開

各基本方針に基づき、以下のとおり施策を展開します。

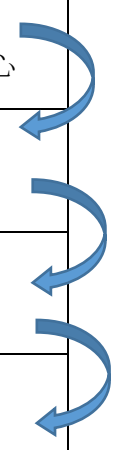
■資料（5-1）基本方針に基づく施策の展開

ステージ	基本方針1	基本方針2	基本方針3	
	企業が主体的に活躍できる環境	ひととまちを健幸にする事業展開	地域を維持・循環させる新たな担い手の育成	
ステージ0	①企業の課題意識の向上	①ヘルスケア産業に対する理解，興味関心の向上	①起業家マインドの育成	
ステージ1	②企業の健康経営の促進		②地域課題を解決する事業展開の促進	②起業・事業承継しやすい地域に向けた調査，整備
	③魅力的で持続性の高い稼げる企業の育成			③起業・事業承継しやすい地域としてのPR
ステージ2	④新規雇用のためのノウハウ，スキルの向上	③小規模な社会実装とフィードバックの促進	④起業・事業承継後の地域への定着支援	
ステージ3				

各施策は以下のステージごとに、令和5年度（2023年度）より段階的に実施します。

■資料（5-2）各ステージの取り組み内容と段階的实施

ステージ0	施策の最初の段階 →取り組みよりも関係性の構築など，実施前の準備が中心
ステージ1	ステージ0により， 関係性を構築したうえで施策を実施する
ステージ2	ステージ1の実施内容の効果検証を行ったうえで， 手法を検討しながら実施する
ステージ3	ステージ1，2や他の基本方針の効果検証と達成度を鑑み， 手法を検討したうえで実施する



既存の取り組みを発展させる取り組みには【発展】，新規で取り組むものには【新】と記載しています。なお，一度実施した施策の再実施については，施策の効果検証を行ったうえで検討します。

1. 基本方針1：企業が主体的に活躍できる環境の推進

中小企業等が主役となって「健幸のまち」を築くためには、中小企業等の経営力を高め、雇用を確保し、魅力ある商品サービスを提供し、魅力的で稼げる企業であることが前提となります。基本方針1では、まず中小企業等の課題意識を向上させ、課題解決の動機付けを行ったうえで、健康経営の推進による就労環境と各支援機関の連携による経営の安定化を図り、新規就業者が定着できる環境を整えたうえで、求職者に対するアプローチを行うことを想定しています。

(1) 企業の課題意識の向上

中小企業等が社内外の環境を把握し、課題解決に取り組むきっかけづくりを行います。

経営者に対する情報発信として、事例集・チラシ・コラム発信や地域内で既に先進的に取り組んでいる企業の事例共有、職場環境づくりを促進するための社内実態調査の支援を行います。

■取り組みの方向性

取り組み	内容	実施時期
経営者に対する情報提供 【発展】	<ul style="list-style-type: none">外部アドバイザー等を活用した事例集・チラシ・コラムの発信地域内で既に取り組んでいる企業等の事例を主題としたセミナー，勉強会の開催	ステージ0
社内における実態把握の 促進 【新】	<ul style="list-style-type: none">就労環境に関するアンケートの実施支援実施企業に対する優遇措置等の検討	ステージ0

(2) 企業の健康経営の促進

本市中小企業等で働く経営者や従業員の健幸を増進するための情報提供や健康経営への取り組みへの支援を行います。事例集等に情報発信や事例を学べるセミナー・eラーニング、専門家派遣等による個別支援を図ります。

特に本市では健康経営推進都市等の表明を行い、本市全体として健康経営に取り組むことにより健幸に働ける地域としてのブランディングを目指します。

■取り組みの方向性

取り組み	内容	実施時期
健康経営を推進する都市としての姿勢表明 【新】	<ul style="list-style-type: none"> 健康経営推進都市等の表明 	ステージ0
健康経営に対する興味・関心の向上促進 【新】	<ul style="list-style-type: none"> 外部アドバイザー等を活用した、事例集、チラシ、コラムの配信 地域内で既に取り組んでいる企業等の事例を主題としたセミナー、勉強会の開催 専門家によるワークショップの開催 	ステージ1
健康経営の実施に関する支援 【新】	<ul style="list-style-type: none"> 健康経営の知識、手法をいつでも学べる環境の整備 ※既存の仕組みや制作物の活用も検討 アドバイザー、保健師等の専門家利用の促進 健康経営優良法人認定企業に対する優遇措置の検討 	ステージ1
データヘルス、ヘルステック活用の推進 【新】	<ul style="list-style-type: none"> 体験会、ワークショップの開催 地域内で既に取り組んでいる企業等の事例を主題としたセミナー、勉強会の開催 	ステージ1

(3) 魅力的で持続性の高い稼げる企業への発展

新規事業に取り組むためには、各企業の収益性を確保し、各企業の持続可能性を確保することが必要です。そのためには、各支援機関が連携し、中小企業等の経営課題にしっかり向き合う伴走型支援に取り組むとともに、災害や感染症に対応できる事業継続計画（BCP）への取り組み支援も重要です。また従業員の能力向上のための研修などの機会の充実も図ります。

■取り組みの方向性

取り組み	内容	実施時期
各支援機関の役割を明確にした伴走型支援 【発展】	・行政を結節点とした各支援機関の定期的な情報共有とスムーズに必要な経営支援を提供	ステージ1
事例の共有，発信 【発展】	・外部アドバイザー等を活用し，市内事業者の事例を事業者と支援者の両面からまとめて発信	ステージ1
災害等変化への対応，準備 【発展】	・自然災害や感染症の流行などの，社会や環境の変化に対応するBCPの策定と実証訓練等の推進	ステージ1
従業員の育成，スキルアップの推進 【発展】	・各支援機関と連携した，研修会等の情報発信 ・各企業における，従業員のモチベーション向上に資する取り組みの奨励	ステージ1

(4) 新規雇用のためのノウハウ・スキルの向上

中小企業等が持続的な発展を図るためには、人材確保が不可欠です。既存人材のスキルアップや定着率の向上を図るとともに、若年層を中心とした新規雇用の確保が不可欠です。そのためには、健康経営をはじめとした安定した就労環境を企業の魅力として打ち出す必要があります。

産学官が連携したインターンシップ・インタビューシップの検討、SDGsへの取り組みのPRによる魅力発信、多様な人材が働きやすい採用方法の導入に向けた情報発信・導入支援の実施を検討していきます。

■取り組みの方向性

取り組み	内容	実施時期
若年層へのアプローチの検討 【新】	<ul style="list-style-type: none"> ・産学官連携によるインターンシップ等の検討 ・SDGs等の企業の社会的意義を強みとした募集方法の検討 ・基本的な採用に関する知識がいつでも学習できる環境の整備 ※既存の仕組みや制作物の活用も検討	ステージ2
都市人材，副業人材の活用促進 【新】	<ul style="list-style-type: none"> ・活用事例や効果を学ぶことができる勉強会，セミナー等の開催 ・求人媒体への掲載費用軽減，試験的な導入の促進 	ステージ2
女性，高齢者，外国人の雇用促進 【新】	<ul style="list-style-type: none"> ・生活の隙間時間でも働ける仕組みの構築 ・事業者と高度外国人材のマッチング支援 	ステージ2

2. 基本方針2：ひととまちを健幸にする事業展開

本市の強みである「医療，福祉」分野を生かし，多様な主体を巻き込みながら，戦略的産業であるヘルスケア産業を振興します。

中小企業等がヘルスケア産業に取り組むためには，企業がそこに可能性を感じ，経営資源を投下する経営判断をする事が前提となります。そのために理解を深める機会や，市民のニーズや本市内の医療機関の状況などの情報を得る必要があります。

また，ヘルスケア産業以外の社会課題や地域課題の解決，市民生活の向上につながる分野（カーボンニュートラル，中心市街地活性化等）に関しても，庁内担当課や関係機関と連携を図りながら，育成に取り組めます。

また，各中小企業等の新規事業の実施段階では，実施のハードルを下げ，実施と評価を繰り返すことができる環境が必要であると考えます。

(1) ヘルスケア産業に対する理解、興味関心の向上

ヘルスケア産業を振興する上で、現状ではヘルスケア産業に興味関心がある、もしくは取り組んでいる企業は少数にとどまっています。一方で、本市においては既に健康関連部署において「健幸のまちづくり」を進めており、口腔ケアに関する大企業も立地していることから、これらの既存の取り組みを通じて、医療機関等の関係機関との連携を深め、ヘルスケア産業の将来性と事例について、中小企業等の理解と関心を深化させることが初期段階では必要であると考えます。

また、ヘルスケアビジネスの創出を推進する、ヘルスケアビジネス創出コンソーシアム（協議隊）を組織し、ヘルスケアビジネスに関する興味、関心の向上、医療現場等と市内企業のマッチング促進、市内で創出されたヘルスケアビジネスのPRの促進を目指します。

■取り組みの方向性

取り組み	内容	実施時期
医療機関等の関係機関との関係性構築 【新】	・医療機関や介護福祉施設、行政関係部署と意見交換を行い、スムーズに連絡を行える関係性を構築	ステージ0
市民に対する健幸のまちのPR強化 【発展】	・医療機関等、市内事業者、行政関係部署と連携し、「健幸のまち」のPR強化（サービス、商品の体験等）	ステージ0
ヘルスケアビジネス創出コンソーシアム（協議体）の設置 【発展】	・医療機関、介護福祉施設、教育機関等の様々な主体が参加する協議体を設置し、下記事項について協議を行う ①本市企業および市民のヘルスケアビジネスに対する興味、関心の向上 ②医療現場等と市内企業のマッチングの推進 ③本市で創出されたヘルスケアビジネスのPR推進	ステージ1
ヘルスケアビジネス創出のためのセミナー、ワークショップ等の開催 【新】	・中小企業等に対して、先進的な事業者、専門家（医療関係者、大学関係者）によるセミナー等を実施 ・セミナー、ワークショップを通じた関係事業者と本市事業者とのマッチングを促進	ステージ1
市民および医療機関等に対するニーズ調査 【新】	・市民に対し、エリア、年齢性別等に分類したヘルスケア分野に対する地域課題を抽出するための調査を実施 ・医療機関等の従事者に対し、医療現場における課題を抽出するための調査を実施	ステージ2
企業と医療機関等のマッチング促進 【新】	・中小企業等と医療機関等がマッチングする機会を提供し、現場の課題やニーズに応じた商品、サービスの開発を促進	ステージ2

(2) 地域の課題を解決する事業展開の促進

ヘルスケア産業のみではなく、地域課題の解決や市民生活の向上に資する中小企業等の取り組み（例：カーボンニュートラル、中心市街地活性化等）を促進するために、庁内担当課や関係機関との連携や情報共有を密にし、市内の機運の醸成と伴走的支援に取り組むとともに、市民生活に関する課題を把握し、ビジネスの起点を探すために、ヒアリングやアンケート等の実施を検討します。

■取り組みの方向性

取り組み	内容	実施時期
関係機関との連携強化 【発展】	・各テーマに関して、関係機関との連携を強化し、中小企業者等に対するセミナーやワークショップ等の開催を検討	ステージ2
市民生活における課題の調査 【新】	・庁内関係課へのヒアリング、市民に対するアンケート調査等を通して、ビジネスの起点となりうる市民生活における地域課題を抽出	ステージ2

(3) 小規模な社会実装とフィードバックの促進

ヘルスケア産業をはじめとする新分野に関する意欲やアイデアを事業化につなげるためには、解決すべき多くの課題があり、収益性の見通しも不明慮な段階での事業化は大きなリスクが伴います。リスクは、事業の深化のためには必要不可欠なものではありますが、新分野への挑戦においては、小さな社会導入でリスクを小さくしたうえで、事業性の評価を行うことができる環境が必要であり、トライアンドエラーを繰り返すことが必要です。

事業化に向けた小規模な実証実験の促進やリビングラボ等のスモールスタートとトライアンドエラーができる環境の設置を検討し、専門家による事業性の高いフィードバックを徹底することで、参入しやすく事業化しやすい環境づくりを検討していきます。

■取り組みの方向性

取り組み	内容	実施時期
地域課題に対する実証実験の促進 【新】	・抽出した地域課題を解決する事業を実証実験の形式で募集し、実施を促進	ステージ3
リビングラボ設置の検討 【新】	・地域課題を解決する事業を市民、事業者、行政が共創するリビングラボの設置、運営を検討	ステージ3
事業に対するフィードバックの徹底 【新】	・新規事業に取り組む中小企業等に対し、専門家による実施結果のフィードバックを徹底し、より持続的な事業への成長を促進	ステージ3

3. 基本方針3：地域を維持・循環させる新たな担い手の育成

地域を維持・循環させるためには、既存中小企業等の持続的発展のみではなく、次代の地域を新しく担う起業家や事業承継者が必要です。分析の結果、本市においては、交通の利便性が高く、製造業等の工業関係の起業地としてのポテンシャルは高いものの、人々の生活につながる商業・サービス業をはじめ、全体的な起業地としての魅力が薄いことがわかっています。

起業を促進するために必要なことは、魅力ある「ひと」と「環境」です。魅力的な起業家のいる地域に新しい起業家が集まり、起業の機運が高い地域であることが必要です。

(1) 起業家マインドの育成

将来の地域を担う魅力的な起業家を育成するために、学生や若者に対する起業家マインドの育成が必要です。自分がやりたいことや、地域とのつながりを意識してもらい、事業を考える機会として、ワークショップやビジネスプランコンテストの形式で提供します。

通学や就職で市外へ転出したとしても、挑戦したいと思ったときには本市が起業地としての候補となるきっかけづくりにつなげます。

■取り組みの方向性

取り組み	内容	実施時期
若者に対する起業家マインドの育成 【新】	・若者に対して、ワークショップやビジネスプランコンテストを実施し、自身のやりたいことを見つめ直し、地域で起業するきっかけづくりを促進	ステージ0

(2) 起業・事業承継しやすい地域に向けた調査・整備

起業にあたっての最初の課題である設備投資や資金調達をバックアップするために、シェアオフィスやチャレンジショップ等のスモールスタートできる環境の整備を検討します。

また、店舗を要する事業での出店場所の検討に対して、空き店舗などの情報を提供する事で、起業場所の発見を容易にし、起業しやすい地域としてのイメージの創出を目指します。

■取り組みの方向性

取り組み	内容	実施時期
起業環境の整備に向けた ニーズ調査 【新】	<ul style="list-style-type: none"> 本市における起業環境について、既存施設の活用も含めて、起業家や関係企業へのヒアリング等を通して調査を実施 	ステージ1
スモールスタートができる 環境の整備 【新】	<ul style="list-style-type: none"> スモールスタートができる環境（シェアオフィス、チャレンジショップ、シェアキッチン等）の整備を、既存施設の活用を踏まえて検討 	ステージ1
空き店舗情報サイトの開設 【新】	<ul style="list-style-type: none"> 起業地の検索を容易にするために、本市内の空き店舗情報を取りまとめた情報サイトを開設 	ステージ1
起業・事業承継に関する 資金調達の支援 【新】	<ul style="list-style-type: none"> 事業性や地域に対する波及効果が高い起業や事業承継を審査によって選考し、選考した事業に対して資金的な支援を検討 	ステージ1
起業・事業承継に関する スキルアップ 【発展】	<ul style="list-style-type: none"> 起業や事業承継の希望者に対して、起業に関する知識をいつでも学べる環境の整備を検討 ※既存の仕組みや制作物の活用も検討 地域内の中小企業支援機関の連携による事業計画、資金計画等のブラッシュアップを実施 	ステージ1
事業承継の活性化 【発展】	<ul style="list-style-type: none"> 中小企業支援機関の連携によるマッチングの活性化を促進 情報発信の工夫による事業の見える化を促進 	ステージ1

(3) 起業・事業承継しやすい地域としてのPR

起業・事業承継しやすい地域としての環境整備を地域内外に戦略的にPRを行うことで、起業家や事業承継者が本市に集まります。

専門家等も交え起業家・後継者のニーズを踏まえたターゲットを設定し、積極的にPRを行うことにより、市内での起業や事業承継を促進します。

■取り組みの方向性

取り組み	内容	実施時期
地域内に対するPRの促進 【新】	・地域内の起業・事業承継事例を主題とした、セミナー、ワークショップ等を開催	ステージ2
地域外に対するPRの促進 【新】	・移住者、転職希望者等のターゲットを絞り、効果的にPRを行うために、専門家等を含め協議し、PRを実施	ステージ2

(4) 起業・事業承継後の地域への定着支援

各中小企業支援機関が連携した支援、ビジネスマッチングや企業者間の交流の場による業種を超えた繋がり創出等、起業家や事業承継者の希望によって利用できる支援策を整備し、起業・事業承継後の定着を支援し、起業に対する地域の機運を向上させます。

■取り組みの方向性

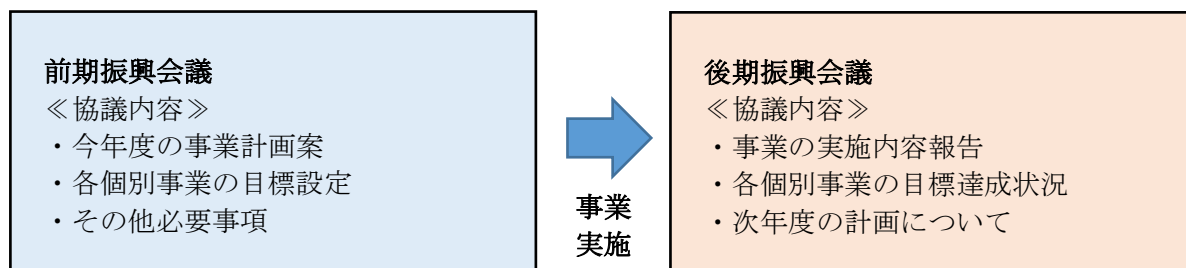
取り組み	内容	実施時期
事業の収益化支援 【発展】	・起業、事業承継後の集客等の収益性に関して、中小企業支援機関の連携による伴走型支援を行う	ステージ2
地域事業者とのマッチング 【新】	・地域事業者との交流会等を開催し、地域に定着できる機会を提供する	ステージ2
起業希望者、プレイヤー同士の交流 【新】	・起業希望者やプレイヤーが集まる機会を提供し、交流を行うことによって、モチベーションの向上とマッチングによる事業の拡大を促進	ステージ2
雇用、採用に関するバックアップ 【発展】	・基本方針1で実施した新規雇用のためのノウハウ等を活用し、事業の拡大を促進	ステージ2

第6章 施策の実施方法

1. 坂出市中小企業・小規模企業振興会議の役割とスケジュール

振興会議を資料6-1のとおり、毎年度2回開催し、基本計画の進行状況を確認するとともに事業評価を行います。

■資料（6-1）各年度の振興会議の開催



各基本方針の個別の取り組みについて具体的な事業内容等を検討するために、振興会議内において各支援機関の職員や事業者を含めた検討委員会を適宜開催することを予定しています。

2. 目標設定

基本計画の計画期間の終期である令和9年（2027年）までに達成すべき目標を以下のとおり定めます。基本計画では基本方針ごとの目標値を定め、個別の施策の達成目標は、前述の振興会議で達成状況を確認します。

■資料（6-2）各基本施策の目標値

No.	基本方針	目標	把握方法	現状値	目標値
1	基本方針1	健康経営に取り組む市内中小企業等の増加	健康経営優良法人（中小企業部門）の市内中小企業等の認定企業数	6社 令和4年	70社 令和9年
2	基本方針1	市内中小企業等の経営環境の向上	経済センサス（事業所単位）の付加価値額の合計	151,218百万円 平成28年	158,930百万円 令和9年
3	基本方針1	市内中小企業等の従業員の採用促進	経済センサス（事業所単位）の従業者数の合計	28,935人 平成28年	30,863人 令和9年

（目標設定の指針）No.1：香川県内において最多の認定件数を旨す。（R4高松市：68社）

No.2：市内中小企業等（1,928社）が従業員を1人追加雇用できる程度の付加価値額の向上を旨す。（1,928社×4百万円=7,712万円の向上）

No.3：市内中小企業等（1,928社）が従業員を1人追加雇用できることを旨す。

No.	基本方針	目標	把握方法	現状値	目標値
4	基本方針2	ヘルスケアビジネスの創出	支援企業への追調査にて件数を把握する	なし	5事業 令和9年
5	基本方針3	起業に適した地域としてのイメージの創出	経済センサス活動調査の新設事業所数で把握する	298 平成28年	350 令和9年

3. 情報発信

施策に取り組むうえで、中小企業等に対して効果的な情報発信を行う必要があります。以下の要素に注意を払いながら、施策を実行します。

- ①ターゲットを属性ごと（年齢、業種等）に細分化し、よりターゲットに伝わるように、多くの意見を参考にしながら、発信方法を工夫します。
- ②一方的な通知にならないように、中小企業等の目線に立ち、多様な方法での情報発信を検討します。

4. 中小企業支援機関同士の連携

昨今の社会情勢の変化に伴い、各中小企業支援機関においても担うべき役割が多様化しています。

そのような状態の中で、下記の関係機関同士が役割分担を行い、お互いの強みの部分を補いあうことで、より効果的な支援体制を構築することを目指します。

①坂出商工会議所

本市の企業と地域に密着した様々な取り組みを行っています。5つの部会（商業、工業、建設・運輸、観光・サービス、金融）があり、地域の中小企業等が地域のために活動を行っています。また、中小企業等を支える経営相談を行い、中小企業等の持続的発展に取り組んでいます。

②坂出ビジネスサポートセンター（Saka-Biz）

令和3年（2021年）2月設立。高度な専門的スキル（ビジネスセンス・コミュニケーション力・情熱）を有する人材を活用して、既存の支援機関が不得意とする機能を補完することで、地域の中小企業や創業者の支援に取り組んでいます。

③四国経済産業局

経済産業省の出先機関として全国各地方に一局ずつ八箇所あります。四国経済産業局は広範な経済産業政策を積極的に展開する経済産業省の四国ブロック機関として四国4県を統括しています。

④香川県中小企業診断士協会

経営に関する様々な得意分野を持つ中小企業診断士の会員ネットワークです。地元の公的支援機関や地元金融機関などと組織単位で連携し、中小企業・小規模企業の支援を行っています。

⑤公益財団法人かがわ産業支援財団

県内における新産業の創出，地域企業の経営基盤の強化，産業技術の高度化，科学技術の振興等を図るため総合的な支援事業を行い，多様な企業ニーズに対応し，相談・指導，研究開発，販路開拓，人材育成など，事業段階に応じた様々な支援を行っています。

⑥独立行政法人日本貿易振興機構（ジェトロ）香川貿易情報センター

日本企業の海外進出や製品の輸出の支援，海外に進出した企業の現地でのサポートなどを行っています。国内の全都道府県に拠点を持ち，香川ではジェトロ香川が国際ビジネスに挑戦する県内企業を支援しており，海外展開の支援に積極的に取り組んでいます。

⑦香川県中小企業家同友会

県内15の支部に約1,600名の会員が所属する中小企業経営者の団体です。「よい会社をつくろう」「よい経営者になろう」「よい経営環境をつくろう」の3つの目的のもとに，会員同士の学びの場として様々な活動を行っています。

⑧金融機関

地域の中小企業等に対する資金面での援助に加え，経営課題の解決，事業価値の向上，地域経済の発展に貢献するコンサルサービスにも注力しています。

⑨香川県事業承継・引継ぎ支援センター

中小企業等の事業承継を支援する公的相談窓口です。事業の譲渡や承継等に関して知識と経験を有する専門家が，後継者不在など事業の存続に悩みを抱える中小企業者や，これら経営資源を引き継ぐ意志のある中小企業者の相談に応じ，適切な助言，情報提供及びマッチング支援等を実施します。

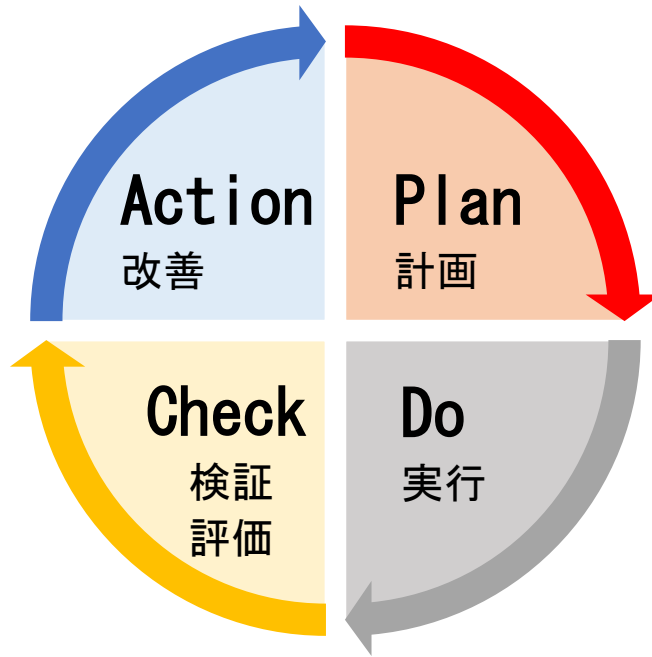
⑩教育機関

本市には，JR 坂出駅周辺に4つの高等学校が立地しており，学科やコースの種類も多く，多様な学生が本市に通学しています。また，高松市に本部を置く香川大学や宇多津町に本部を置く香川短期大学とも立地が近く，関係性も深いです。

5. 施策内容の見直し

社会情勢の変化や企業ニーズに対応するべく，5年間の計画期間の中で，毎年度の振興会議において，PDCAサイクルによって実施計画の進捗状況を把握し，必要に応じて施策内容の見直しを行います。

■資料 (6-3) PDCAサイクル



(参考資料) 坂出市中小企業・小規模企業振興会議 委員名簿

(令和5年1月末時点, 敬称略)

分野	所属	役職	氏名
学識経験者	香川大学経済学部	教授	ふるかわ なおゆき 古川 尚幸
支援機関・ 産業経済 団体	香川県中小企業診断士協会	理事	やました あきこ 山下 晶子
	坂出商工会議所	専務理事	かわたき ひろつぐ 川滝 浩嗣
	四国経済産業局 総務企画部 企画調査課	課長	やました けんじ 山下 健二
	公益財団法人 かがわ産業支援財団	事務局	くまの こういち 熊野 功一
	独立行政法人日本貿易振興機構 香川貿易情報センター	所長	いしはら たかし 石原 孝志
	香川中小企業家同友会	政策委員	あかし こうき 明石 光喜
市内事業者	坂出商工会議所 商業部会	部会長	ふたば さとる 二場 悟
	坂出商工会議所 工業部会	部会長	にしむら しげる 西村 茂
	坂出商工会議所 建設・運輸業部会	部会長	かわさき かずよし 川崎 和義
	坂出商工会議所 観光・サービス業部会	部会長	みよし おきむ 三好 修
金融機関	百十四銀行 坂出支店	支店長	ただ みつひろ 多田 光宏
公募委員			おおつぼ けいこ 大坪 恵子
			ふじかわ まさひろ 藤川 正博
			やまもと とおる 山元 徹

・オブザーバー

香川県事業承継・引継ぎ支援センター	統括責任者	まつもと しんじ 松本 信二
坂出商工会議所	事務局長	まいたに まなぶ 米谷 学
坂出商工会議所 中小企業相談所	所長	あかぎ ひろし 赤木 浩

(参考) 用語解説

あ

インタビューシップ

インターンシップのように「働く体験」ではなく、企業に訪問し経営者に話を聞くなどして「気付き」や「学び」を体験するプログラムのことです。企業側も学生から話を聞く事で多くの「気付き」が得られます。香川県では平成 31 年（2019 年）から行われており、多くの中小企業が取り組んでいます。

e ラーニング

コンピューターを利用した教育や学習の事。e ラーニングの中でも、特に Web ブラウザやインターネット上の情報などを利用するものは Web ラーニングと呼ばれています。

SDGs

Sustainable Development Goals（持続可能な開発目標）の事をいいます。貧困，不平等・格差，気候変動による影響など，世界のさまざまな問題を根本的に解決し，すべての人たちにとってより良い世界をつくるために設定された世界共通の 17 の目標です。

2015 年 9 月に「国連持続可能な開発に関するサミット」がニューヨークで開催され，「我々の世界を変革する：持続可能な開発のための 2030 アジェンダ（2030 アジェンダ）」が，世界各国の政府によって採択されました。

M&A

Mergers（合併）and Acquisitions（買収）の略です。2 つ以上の会社が一つになったり（合併），ある会社が他の会社を買ったりすること（買収）です。近年では事業承継での第 3 者承継の手段として検討される事も増えています。

か

経済センサス

事業所及び企業の経済活動の状態を明らかにし，我が国における包括的な産業構造を明らかにするとともに，事業所・企業を対象とする各種統計調査の実施のための母集団情報を整備することを目的としています。事業所・企業の基本的構造を明らかにする「経済センサス - 基礎調査」と事業所・企業の経済活動の状況を明らかにする「経済センサス - 活動調査」の二つから成り立っています。

起業家マインド

起業家としての心構えやビジョンなどを指します。利益の追求と社会問題の解消を両立したビジネスモデルを展開される方，強い志やビジョンを掲げて起業する方が多いです。起業には自らの発想力やアイデアを活かした事業展開ができるという魅力があります。

健康寿命

「健康上の問題で日常生活が制限されることなく生活できる期間（厚生労働省 e-ヘルスネットより抜粋）」であり、入院生活等により制限を受けることなく生活できる期間を意味します。アンケートや統計調査により求められます。

コンソーシアム

「共通の目的を持ち協力し合う仲間」という意味で、共通の目標のために企業や組織が作る共同体を指します。近年、様々な企業・団体等がコンソーシアムを構築し、ビジネスに取り組むケースも多くなっています。

国勢調査

我が国に住んでいるすべての人と世帯を対象とする国の最も重要な統計調査です。得られた統計は国や地方公共団体の政治・行政において利用されることはもとより、民間企業や研究機関でも広く利用され、国民生活に役立てられています。

さ

シェアオフィス

1社だけが自社のオフィスとして1か所のオフィスを使うのではなく、複数の人や事業者で一つのオフィス空間を共同で使用する事、またその場所を意味します。仕事をする上で必要不可欠な道具やインフラが揃っていることが一般的で、小規模のベンチャー企業などが利用することが多くなっています。

シェアキッチン

主に複数の人が共同で使うキッチンのことです。①保健所の営業許可を取得し、複数の料理人や飲食店が共同で使うキッチン、②シェアハウス内の共同キッチンやレンタルキッチンなど「コミュニティスペースとしての役割を果たす施設で営業許可のないキッチン」の2つの形態があります。

社会実装

研究開発によって得られた知識・技術・製品・サービスを、実社会で活用する事を言います。

商業統計調査

商業を営む事業所について、産業別、従業者規模別、地域別等に従業者数、商品販売額等を把握し、我が国商業の実態を明らかにし、商業に関する施策の基礎資料を得ることを目的としています。昭和27年に調査を開始して以来、昭和51年までは2年ごと、平成9年までは3年ごと、平成19年までは5年ごとに本調査を実施し、その中間年（本調査の2年後）には簡易調査を、平成19年以降は経済センサス-活動調査実施の2年後に実施していましたが、経済構造実態調査の創設により平成26年調査をもって廃止されました。

小規模企業振興基本法（小規模基本法）

全国 385 万の中小企業、中でもその 9 割を占める小規模事業者は、地域の経済や雇用を支える極めて重要な存在であり、その活力を最大限に発揮させることが必要不可欠です。小規模企業の振興に関する施策について、総合的かつ計画的に戦略的に実施するため、政府が基本計画を閣議決定し、国会に報告する等の新たな施策体系を構築するものです。

平成 26 年（2014 年）に制定され、「小規模企業をめぐる情勢の変化を勘案し、及び小規模事業者の深耕に関する施策の効果に関する評価を踏まえ、5 年ごとに基本計画を変更する」こととしています。小規模事業者の振興に関する施策と総合的かつ計画的な推進を図るため、平成 26 年 10 月に「小規模企業振興基本計画」が定められました。

た

チャレンジショップ

新たに事業を始めたいが、経験もなく最初から独立店舗で始めることが困難な人に対し、行政や商工会議所などが家賃や管理費などを一定期間無償または低額で店舗を貸し出す制度の事を言います。

中小企業基本法

大企業と中小企業の格差是正を目的に、昭和 38 年（1963 年）に制定されました。やる気と能力のある中小企業の支援を目的に、平成 11 年（1999 年）に改正されています。

中小企業憲章

中小企業政策の基本的考え方と方針を定めたものです。中小企業庁が「中小企業憲章に関する研究会」を設置し、平成 22 年（2010 年）6 月に中小企業憲章は閣議決定がなされました。

は

BCP

Business Continuity Planning の頭文字をとった言葉で「事業継続計画」のことを言います。災害時などに企業が被る被害を最小化し、活動を継続していくための対策を示した計画を指します。平常時にリスク分析と事業分散をしておき、緊急事態発生時の指針となる復旧計画をあらかじめマニュアル化しておくことにより、有事の際に即座に発動し早期復旧ができるようにします。

ま

メンタルヘルス

「心の健康」を意味します。世界保健機関（WHO）では「自身の可能性を認識し、日常のストレスに対処でき、生産的かつ有益な仕事ができ、さらに自分が所属するコミュニティに貢献できる健康な状態」と定義しています。

や

有効求人倍率

有効求職者数に対する有効求人数の割合で雇用動向を示す重要指標のひとつです。厚生労働省が全国ハローワークの求職者数、求人数をもとに算出し「一般職業紹介状況（職業安定業務統計）」で毎月発表しています。

有効求人数を有効求職者数で割って算出し、倍率が1を上回れば求職者の数よりも人を探している企業数が多く、下回れば求職者の数の方が多いことを示します。

ら

リビングラボ

「Living（生活空間）」と「Lab（実験場所）」を組み合わせた言葉です。研究開発の場を人々の生活空間の近くに置き、生活者視点に立った新しいサービスや商品を生み出す場所を指します。また、場所だけでなく、サービスや商品を生み出す一連の活動を指すこともあります。1990年代前半にアメリカで生まれたと言われていますが、近年では日本においても行政、研究機関、企業が運営主体となったリビングラボが誕生しています。

わ

ワークショップ

何かを作り出す作業のための集まりを意味します。それぞれの価値観を持つ個人が知識や経験の有無に関係なく相互のコミュニケーションを大切にしながら、生産的な結果を生み出そうとするもので、自らの気づきを学びとして深めます。参加者が専門家の助言を得ながら問題解決を行なう会や、参加者が自主的活動方式で行う講習会などの形態もあります。

ワークライフバランス

働くすべての方々が、『仕事』と育児や介護、趣味や学習、休養、地域活動といった『仕事以外の生活』との調和をとり、その両方を充実させる働き方・生き方のことをいいます。

(参考) 坂出市中小企業・小規模企業振興基本条例

平成 30 年 9 月 28 日条例第 25 号

坂出市中小企業・小規模企業振興基本条例

(目的)

第 1 条 この条例は、本市の中小企業・小規模企業の振興に関し、基本理念および施策の基本方針を定めるとともに、市の責務、中小企業・小規模企業の努力等を明らかにすることにより、中小企業・小規模企業の振興に関する施策（以下「中小企業・小規模企業振興施策」という。）を総合的に推進し、もって本市の経済の持続的発展および市民生活の向上を図ることを目的とする。

(定義)

第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 中小企業 中小企業基本法（昭和 38 年法律第 154 号。以下「法」という。）第 2 条第 1 項各号に掲げる中小企業者であつて、市内に事務所または事業所を有するものをいう。
- (2) 小規模企業 法第 2 条第 5 項に規定する小規模企業者であつて、市内に事務所または事業所を有するものをいう。
- (3) 大企業 中小企業・小規模企業以外の事業者であつて、市内に事務所または事業所を有するものをいう。
- (4) 産業経済団体等 商工会議所、商店街振興組合その他経済活動を行い、または地域産業の振興に寄与する団体または個人であつて、市内に事務所を有するものをいう。
- (5) 金融機関等 銀行、信用金庫その他の金融業を行う者であつて、市内に本店または支店を有するものおよび信用保証協会をいう。
- (6) 教育機関等 学校教育法（昭和 22 年法律第 26 号）第 1 条に規定する学校、研究機関および産業支援機関をいう。
- (7) 市民等 市内に住所を有する者および市内に通勤し、または通学している者をいう。

(基本理念)

第 3 条 中小企業・小規模企業が、多様な事業の分野において特色ある事業活動を行い、本市の経済の活性化および雇用の確保に貢献し、本市の経済の基盤を形成する重要な存在であることに鑑み、中小企業・小規模企業の振興は、次に掲げる事項を基本理念として行われなければならない。

- (1) 中小企業・小規模企業の創意工夫および自主的な努力を尊重すること。
- (2) 多様な主体の連携および協働により推進すること。
- (3) 地域経済循環構造の改善を促進すること。

(市の責務)

第 4 条 市は、前条に定める基本理念にのっとり、中小企業・小規模企業振興施策を総合的に策定し、および実施する責務を有する。

- 2 市は、中小企業・小規模企業振興施策の策定および実施に当たっては、国、県その他の関係地方公共団体、中小企業・小規模企業、大企業、産業経済団体等、金融機関等、教育機関等および市民等との連携協力に努めなければならない。
- 3 市は、市内の学校に通学する児童および生徒が、社会人として自立するための職業意識の醸成およ

び勤労観の育成を図るため、中小企業・小規模企業と連携し、職業に関する体験または共同活動の機会の提供等に努めるものとする。

(施策の基本方針)

第5条 市は、次に掲げる基本方針に基づき、中小企業・小規模企業振興施策を講ずるものとする。

- (1) 経営の革新（法第2条第2項に規定する経営の革新をいう。以下同じ。）および経営基盤の強化の促進を図ること。
- (2) 創業および事業承継の円滑な推進を図ること。
- (3) 経済的社会的環境の変化に即応し、経営の安定を図ること。
- (4) 人材の育成および確保ならびに雇用の安定を図ること。
- (5) 生産性および付加価値の向上を図ること。
- (6) 災害等が発生した場合における速やかな事業の再開または継続を目的とする取組の支援を図ること。

(中小企業・小規模企業の努力)

第6条 中小企業・小規模企業は、経済的社会的環境の変化に即応してその事業の成長発展を図るため、自主的に経営の革新および経営基盤の強化に努めなければならない。

2 中小企業・小規模企業は、地域社会を構成する一員としての社会的責任を認識し、地域社会への貢献および市民生活の向上に資するよう努めるものとする。

(大企業の役割)

第7条 大企業は、中小企業・小規模企業が地域経済の活力の維持および強化に重要な存在であることについて理解するとともに、市が実施する中小企業・小規模企業振興施策に協力するよう努めるものとする。

(産業経済団体等の役割)

第8条 産業経済団体等は、中小企業・小規模企業の事業活動を支援するとともに、市が実施する中小企業・小規模企業振興施策に協力するよう努めるものとする。

(金融機関等の役割)

第9条 金融機関等は、中小企業・小規模企業が経営基盤の強化等に取り組むため、円滑な資金の供給および経営改善に協力するとともに、市が実施する中小企業・小規模企業振興施策に協力するよう努めるものとする。

(教育機関等の役割)

第10条 教育機関等は、産学官の連携が中小企業・小規模企業の振興に重要な役割を果たすことを認識し、市が実施する中小企業・小規模企業振興施策に協力するよう努めるものとする。

(市民等の理解と協力)

第11条 市民等は、中小企業・小規模企業の振興が地域経済の発展および市民生活の向上に重要な役割を果たしていることについて理解するとともに、中小企業・小規模企業の成長発展に協力するよう努めるものとする。

(法制上の措置等)

第12条 市は、中小企業・小規模企業振興施策を実施するため、必要な法制上または財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

(計画の策定および見直し)

第13条 市長は、中小企業・小規模企業振興施策を計画的に実施するため、坂出市中小企業・小規模企業振興基本計画を策定し、定期的に見直しを行うものとする。

(中小企業・小規模企業振興会議)

第14条 中小企業・小規模企業の振興に関する事項について協議するため、坂出市中小企業・小規模企業振興会議（以下「振興会議」という。）を置く。

- 2 市は、振興会議の意見を参考にし、中小企業・小規模企業振興施策を実施するものとする。
- 3 振興会議は、委員15人以内で組織する。
- 4 委員は、中小企業・小規模企業の振興に関し識見を有する者のうちから、市長が委嘱する。
- 5 委員の任期は、2年とする。ただし、委員に欠員が生じた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 6 委員は、再任されることができる。
- 7 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。
- 8 前各項に定めるもののほか振興会議の組織および運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

(委任)

第15条 この条例に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。